黄河中流域の前漢墓と埋葬習俗

―墓地に見る漢人の思想と「礼」

石谷　慎

はじめに

前漢景帝の三（紀元前 154）年、呉王や楚王をはじめとする諸侯国が連合して朝廷に反旗を翻した呉楚七国の乱が平定され、諸侯国は勢いを失い、皇帝を中心とする中央集権体制が強化された。景帝の後を承けた武帝はさらなる中央集権化を図りつつ、匈奴との戦争や内政改革に乗り出していく。

前漢武帝期は、考古学の編年では前漢中期に相当し、戦国時代や秦代との区別が難しい前期までとは違い、漢文化の鼎盛期と評価されてきた。たしかに、この時期にはいわゆる前漢鏡や模型明器・五銖銭など漢を象徴する器物が製造されており、物質文化から見ても武帝期をひとつの画期とする考えは理解できる。

しかし、研究の手続きとしては本来文献史料と切り離すべき考古学の研究において、物質文化の画期を歴史上の出来事と安直に結びつけることには、少なからぬ疑問を感じる。たとえば、筆者は前号において、蟠螭紋鏡や半両銭のような秦文化を代表する器物の製作開始年代が戦国時代後期に遡ること、また細地紋鏡のように戦国時代の中原地域に起源する器物が秦文化に継承され、前漢時代になっても継続的に製作・使用されることを明らかにした［石谷 2018a］。それは、秦文化といっても秦が中国を統一した紀元前 221 年に始まるのではなく、またその終わりも秦滅亡の紀元前 206 年と同時ではないと示す結果となった。

では、漢代以降にはいつまで秦文化が継続し、いつから本格的な漢文化が始まるのか。従来はそれが武帝期と考えられてきたわけだが、具体的にいつ、どのような器物に「漢」らしさが現れるかについて、明確な根拠を示すことのできる研究は行われてこなかったように思う。とくに、前漢中期以降の文化は儒教との関係で評価されがちであるが、実際に儒教が物質に与えた影響については検討されていない。

考古学の研究方法に基づき、青銅器や鏡･貨幣などの器物、あるいは墓に反映された習俗について、前漢時代のどの時点で始まり、いつまで継続するのか、出現時期と継続期間を確実に押さえることが肝要であり、それを経てようやく背景にある歴史や思想に思考を巡らすことができる。また、歴史文献にはあまり記録されない社会の中下層民の生活や思想を器物研究によって明らかにすることは、前漢の各皇帝期の政治や経済政策の影響を考えるうえでも重要であり、時代評価の見直しにもつながるはずである。

以上の問題意識から、本稿では前号で行った前漢初期までの分析につづき、墓葬や青銅器・鏡・貨幣などの器物について前漢時代を通した分析を行うことで、文化と思想の動態に迫っていきたい。なお、本稿では前漢墓のなかでも黄河中流域の墓地に分析の対象を絞る（**図 1**）。これは、ひとつには王侯貴族の墓についてはすでにある程度研究が進んでいること［町田 1977、西村 1979］、また従来の漢墓編年が焼溝墓地をはじめとする洛陽漢墓群を指標としてきたこと、そして前漢墓には戦国時代の

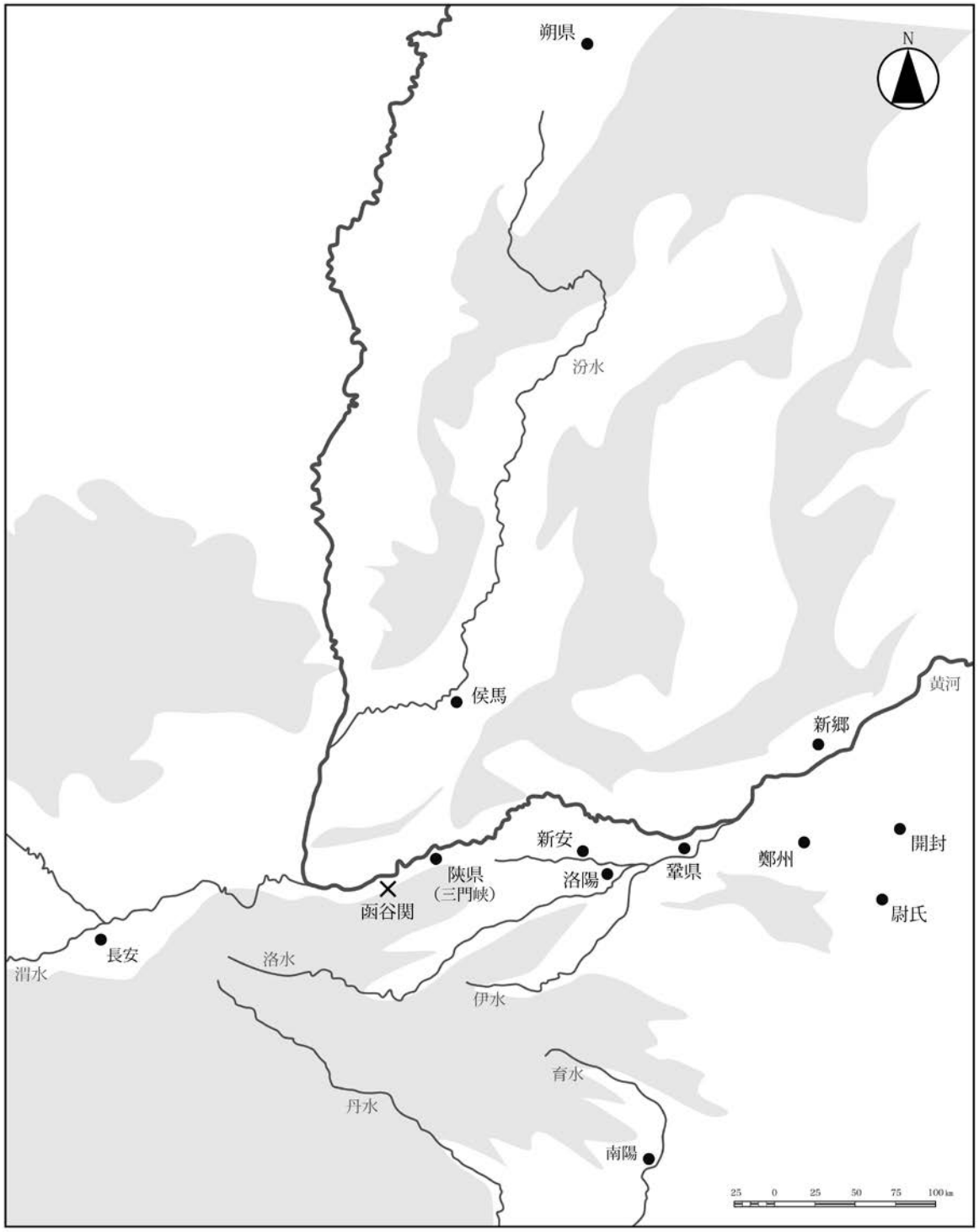

図1　黄河中流域周辺地図

諸侯国に由来する地域差が見られ、変化の様相を探るにはある程度範囲を絞らなければならないことが理由である。まずは洛陽漢墓群をはじめとする黄河中流域の前漢墓と器物の編年を再検証するところから始めよう。

一　前漢墓と出土遺物の考古学的研究

（1）前漢墓の分類

前漢墓の構造については、『洛陽焼溝漢墓』（以下、『焼溝』）で行われた分類が基準となっている。それは、墓室の頂部（天井部）の断面構造に基づいて、平頂を第一型、弧頂を第二型、単窮窿頂（アーチ形）を第三型、双窮窿頂を第四型、前室が横長の横堂となるものを第五型とするものであった［洛陽区考古発掘隊 1959］。

その一方で、墓葬を建材や装飾によって分類するのではなく、空間利用の差異によって分類した黄暁芬氏の研究がある［黄 2000］。黄氏の指摘する通り、大型墓は埋葬施設の変革を敏感に映し出し、外からの影響を受けて不規則に変化する可能性が高いため、ここではより緩やかな変化を遂げたと考えられる中小型墓についての分類を確認しておく。

黄氏は河南地域の前漢墓の様相について、前期には箱型槨墓が主流であり、なかでも地下式土洞墓が竪穴墓を数で上回ると指摘する。土洞墓では墓室内で槨を組み立てるために、竪穴墓坑と墓室の幅が同じにつくられる。中期には、槨墓から室墓への転換が起こり、墓室内部の天井空間の増加や羨道・玄門の整備、それに応じた墓室幅の拡大による両袖式墓葬の成立が見られる。後期には、中軸線配置型・回廊型・単玄室型という室墓の三型式がすべてそろうという。

黄氏の分類は、槨墓から室墓への転換とそれにともなう空間利用の変化を捉えているが、中国全土に通ずる分類を設定しようとした点、および槨内空間の非開通・開通、祭祀空間の発達という漢墓独特の観点から分類を設定した点で、秦墓から漢墓への移行が見えづらくなってしまっている。

ここではむしろ、黄氏も指摘する墓坑と墓室の関係や、『焼溝』に指摘される墓室の頂部構造の変遷という観点から前漢墓を分類する必要がある。そこで、前号でも引用した岡村秀典氏の秦墓分類を継承し［岡村 1985］、黄河中流域の前漢墓分類を再設定する[(1)]。ただし、前号でⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳと大文字のローマ数字で示した分類は、時期を区分する際のⅠ期・Ⅱ期…と紛らわしいので、ⅰ・ⅱ・ⅲ…と小文字に訂正する（**図 2**）。

ⅲ式：竪穴墓道の主軸延長上に埋葬主体部を設ける洞室墓。竪穴墓道の幅が墓室の幅を上回る。
ⅳ式：竪穴墓道の主軸延長上に埋葬主体部を設ける洞室墓。竪穴墓道と墓室の幅が同じになる。
ⅴ式：墓室幅が拡大し、いわゆる片袖式の構造となった洞室墓。夫婦合葬が多い。
ⅵ式：墓室幅がさらに拡大し、いわゆる両袖式の構造となった洞室墓。夫婦合葬が多い。
ⅶ式：横並びのⅳ式洞室墓やⅴ式洞室墓がひとつとなり、二墓道二墓室となるもの。
ⅷ式：ⅵ式洞室墓の羨道部が拡張され、前堂後室式となるもの。

この分類と『焼溝』分類の対応関係を確認すると、ⅳ式は第一型・第二型、ⅴ式・ⅵ式は第一型・第二型・第四型、ⅶ式は第一型に見られ、ⅷ式はほぼ第三型に相当する。『焼溝』では第一期・第二期を前漢中期、第三期の前半を後期、後半を王莽期とし、第一期・第二期には第一型、第三期には第二型・第三型の墓葬構造が見られるとする。

黄河中流域では、ほかに洛陽西郊墓地や山西省の朔県墓地が古くから注目されてきた。洛陽西郊墓

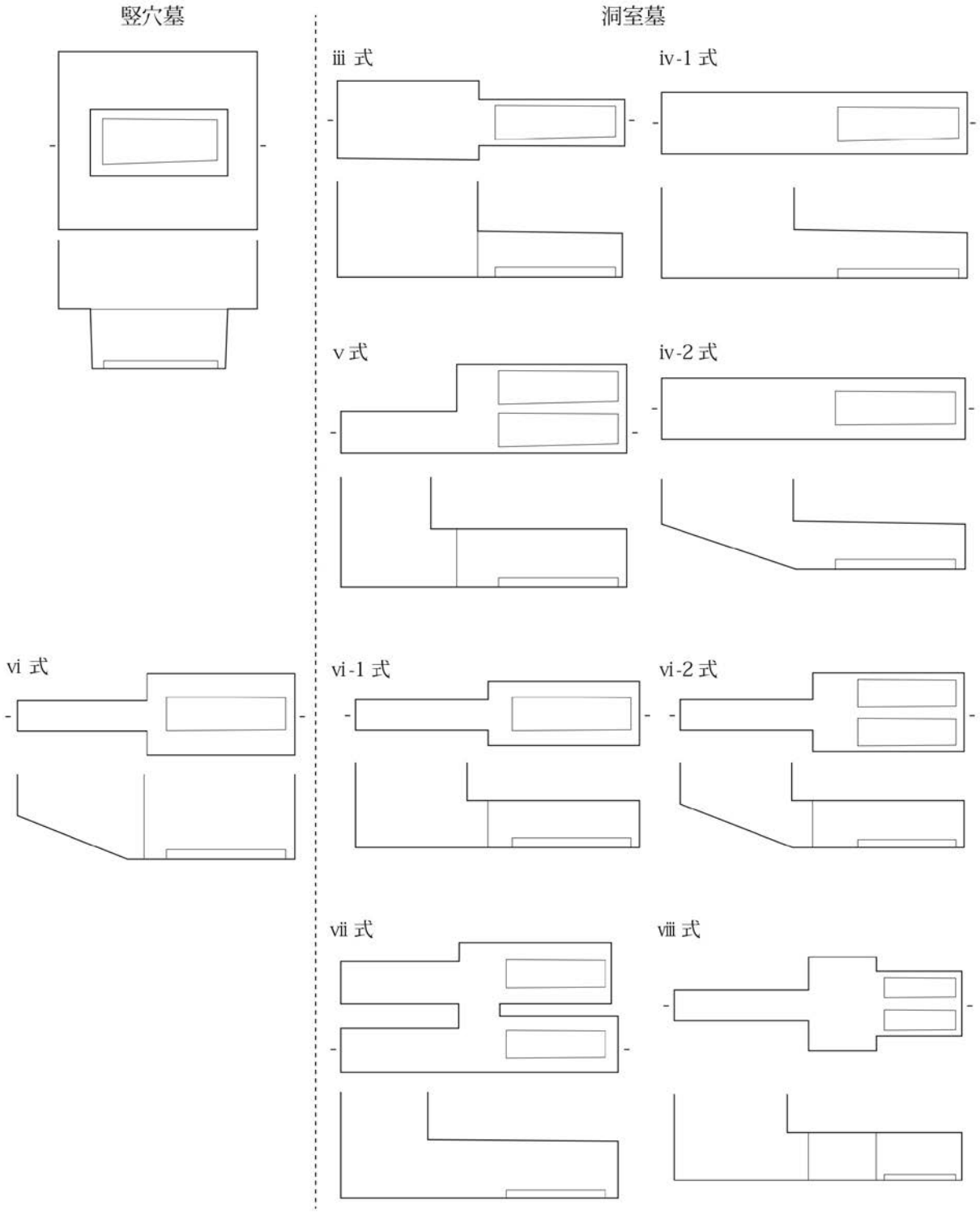

図 2　前漢墓の構造

地の分類については、少なくとも前漢時代に関しては『焼溝』の分類を踏襲している［中国科学院考古研究所洛陽発掘隊 1963］。一方、朔県墓地の墓葬分類は、無槨竪穴墓をⅠ型、有槨竪穴墓をⅡ型、竪穴墓道の主軸に平行するように埋葬主体部を設ける洞室墓をⅢ型、竪穴墓道の主軸延長上に埋葬主体部を設ける洞室墓をⅣ型、斜坡墓道を伴う竪穴墓をⅤ型、墓室内に木槨を形成する洞室墓をⅥ型、

墓室内に磚室を形成する洞室墓をⅦ型とする［平朔考古隊 1987］。

朔県墓地の分類は竪穴墓と洞室墓が混在するせいで煩雑になってはいるが、後の方まで竪穴墓が残ることや、墓道の形態を竪穴と斜坡とで区別している点などは参考になる。そこで、本稿では基本的には先の分類を用いるが、平面形がvi式でも墓室が竪穴構造となるものはvi式竪穴墓と明記し、さらに墓道の形態が竪穴の場合は１式、斜坡の場合は２式と小分類を付記することにする。図２には断面形も載せてあるので、それを参考にしてほしい。

さて、以上の各墓型どうしの関係と変遷については、やはり副葬された土器に基づいて相対編年を組むべきと考えるため、具体的な検討は次節以降に譲り、ここでは実年代決定の手掛かりとなる墓の二、三を紹介しておきたい。

洛陽焼溝 136A 号墓は、墓室を磚で囲うｖ式洞室墓で、副葬された単圏銘帯鏡に「内清以昭明光象夫日月心忽不泄」銘が見られる。これは漢鏡の銘文番号 204 の省略形で、本来「不徹」とするところを武帝の諱を避けて「不泄」としたものであり、武帝即位の前 142 年以降に位置づけられる［岡村 2008・2009］。

洛陽苗南路東 1835 号墓は、左右の側室をともない墓室頂部を山形につくるvi式洞室墓で、副葬された銅印から墓主は「張就」という人物と考えられる［洛陽市第二文物工作隊 2005］。張就は『漢書』儒林伝に趙子の教えをうけた蔡誼の曾孫弟子として登場する[(2)]。蔡誼は『史記』漢興以来将相名臣年表の元平元年に、「九月戊戌、御史大夫蔡義為丞相、封陽平侯」とあるように、宣帝期の前 74 年九月から前 71 年に 80 余歳で薨るまで丞相の位にあった人物である[(3)]。よって、張就は宣帝から元帝の頃の人物と考えられ、該墓の年代も前１世紀後半頃と推測できる。

朔県 G51 号墓は、長さ 4.8m ×幅 2.1m の墓室に長さ 9.8m の斜坡墓道がつくvi -2 式洞室墓で、副葬品には「五鳳二年造」銘の銅灯と「王隆私印」と刻まれた銅印が含まれていた。王隆は『漢書』王莽伝に登場する王氏一族で、新の地皇三（後 22）年に亡くなったことが明らかである［平朔考古隊 1987］。よってこの墓の造営時期は新末頃に比定できる。余談だが、銅灯の銘文に見られる「五鳳二年」は宣帝期の前 56 年にあたり、墓の造営から 80 年近く前につくられた器物が納められたことになる。青銅器に関しては、それくらいの伝世期間を念頭に置かなければならない。

これら３例は、ｖ式洞室墓が前 140 年頃以降に造営されたこと、vi式洞室墓が前１世紀後半に造営されたこと、そしてvi -2 式洞室墓が新末に造営されたことを示すが、それらは造営年代の一定点でしかない。戦国時代末期からつくられ始めるⅲ式洞室墓がいつまで継続するのか。ⅳ式洞室墓はいつ頃から造営されはじめ、いつ頃まで続くのか。ｖ式洞室墓やvi式洞室墓の造営が始まり、夫婦合葬が普遍化するのはいつ頃なのか。そうした問題は、土器の編年なくして論じることはできない。

（２）黄河中流域の前漢墓群と土器編年

本節では各墓型の造営開始時期と継続期間を明らかにするために、黄河中流域の中小型墓から出土した土器を編年し[(4)]、墓どうしの相対的な年代を確認する。その際、まずは焼溝墓地を中心に洛陽漢墓群の編年を再確認し、つづけて他の墓地でも編年を行うという手続きをとる。これは、2000 年代以降に相次いで漢代墓地の報告書が刊行され、しかもそれらの報告が墓ごとに詳細になされたために、同一墓地内での相対的な時期差を読みとれるだけの良好な資料状況が整ったことが大きい。

焼溝墓地と洛陽漢墓群

戦後まもない1953年、洛陽老城区の西北約1㎞に位置する焼溝村で225基の漢墓が発掘された。その発掘報告書である『焼溝』において土器の型式と組合せに基づいて行われた漢墓編年は、土器だけでなく鏡や貨幣の編年の指標として、今でも多くの論文･報告書で参照されている。しかし、『焼溝』には土器の図面や写真が各型式を代表する数点しか掲載されていないために検証が難しいうえ、分類自体に問題も多い。たとえば、罐Ⅰとされる中に明らかに同型式ではない罐が含まれていたり、甕では大きさのまったく異なるものが一様に分類されていたりする。よって、ここでは『焼溝』の分類を基準としながらも、鼎と壺を中心に、他の洛陽前漢墓から出土した土器も含めて編年を組みなおしておく（**図３**）。

鼎は、『焼溝』では子母口（合せ口）で器深が浅く、蓋が球面形を呈すものを第一型とし、丸底の第一式（Ⅰ①）と狭い平底となる第二式（Ⅰ②）に分類される。また、器深が深くなり、口縁が内側に拡張されてやかんのようになるものが第二型（Ⅱ）とされる。第一型から第二型への変化に伴い、耳の湾曲具合も強くなっていることからも、変遷観に間違いはない。ただし、金谷園北15号墓に耳が直立したⅠ①型よりも一段階古いと考えられる鼎があり［洛陽市文物工作隊1984］、また郵電局372号墓に平底がより顕著となった第二型が見られる［洛陽市第二文物工作隊1994］。『焼溝』のⅡ型をⅡ①型とし、こちらをⅡ②型としておく。

壺として紹介される器の中には鋪首のつくものとつかないものとがあり、本稿では前者を鍾、後者を壺として区別する。鍾の第一型は盤形口と呼ばれる口縁が二重となるもので、平底に口縁と同じ構造の圏足がつくものを第一式（Ⅰ①）、底板がなく仮圏足（擬似圏足）となるものを第二式（Ⅰ②）とする。第二型は二重口縁が垂直方向に立ち上がるもので、Ⅰ②型と同じく仮圏足をつくるものを第一式（Ⅱ①）、腹部と仮圏足の間のくびれ具合が強くなるものを第二式（Ⅱ②）とする。この他にも、鋪首の紋様の違いが指摘されるが、図面からは判断しにくいので割愛する。

壺には器高が32㎝以下の小型壺と、壺の第三型・第四型に分類される大型壺とがある。本稿では前者を壺Ａ、後者を壺Ｂとする。壺Ａの第一型・第二型は鍾の第一型・第二型と同じ特徴をもつ。壺Ｂの第三型は、口縁が鍾の第一型と同様の形状を呈すが、仮圏足の段がなくなり外開きになる。第四型では、口縁が鍾の第二型と同様で、仮圏足はやはり段がなく外開きとなる。これ以外に、西郊墓地に仮圏足が内にすぼまる壺Ｂがあり、鍾にも共通する器形が見られることから、鍾Ⅰ②型と同段階と考える。

以上を参考に相対編年を組むと、鼎のⅠ①→Ⅰ②→Ⅱ①→Ⅱ②、および鍾のⅠ①→Ⅰ②→Ⅱ①→Ⅱ②と壺ＡのⅠ①→Ⅰ②→Ⅱ①→Ⅱ②の属性変化の方向性が一致する。各器種の共伴関係に注目すると、金谷園北15号墓でⅠ①以前の鼎と壺ＡⅠ①・鍾Ⅰ①が見られる。つづいて、焼溝２号墓では壺ＡⅠ②と鍾Ⅰ②が共伴、苗南路東1835号墓（張就墓）では鼎Ⅰ②と壺ＡⅡ①･鍾Ⅱ①とが共伴する。よって、鼎・壺・鍾の変遷観の正しさは相互に検証されたと判断し、Ⅰ①・Ⅰ②・Ⅱ①・Ⅱ②の各型式を指標に第一段階から第四段階と設定しておく。

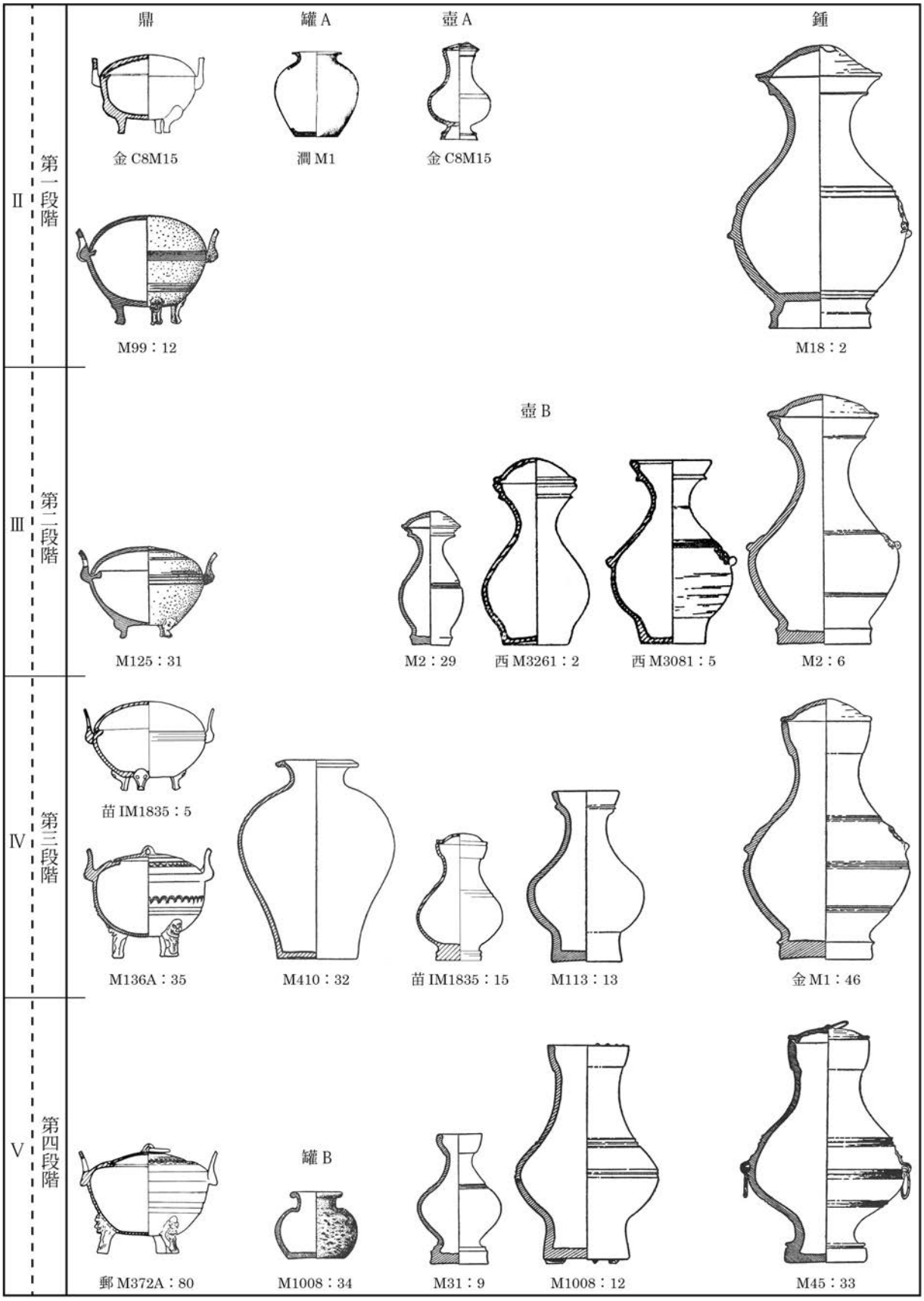

図3　洛陽前漢墓群の土器編年（S=1/12）

侯馬喬村墓地

1959 ～ 1991 年にかけて発掘された山西省の侯馬喬村墓地は、戦国前期から後漢時代までの 1000 基以上からなる墓地で、低級貴族や平民の公共墓地ないし家族墓地であったと考えられている［山西省考古研究所 2004］。『侯馬喬村墓地』では墓ごとに出土した土器が報告されており、写真も豊富であるため、型式の移り変わりを確認しやすい（**図 4**）。

まず、罐には洛陽にも見られる矮頸で肩が張るもの（罐 A）とやや頸部が長く胴部最大径が下よりにあるもの（罐 B）、さらに器高が 30㎝以上もある大型の罐 C がある。このうち、罐 C では形態の変化が明瞭で、口縁端部の返りが強くなり、口径に比して底部の幅が狭くなるとともに、胴部最大径の位置が肩よりに上がっていく。この変化は瓿にも見られ、底部幅が狭くなるとともに肩が張っていく。口縁が徐々に内傾していくのも特徴である。

鼎は、洛陽にも見られたⅠ①・Ⅰ②型が確認でき、さらにⅠ①型よりも遡ると思われる底部が完全な丸底で、耳が直立した型式が見られる。

壺と鍾の形態は洛陽とは若干異なる。まず壺には圏足のものと仮圏足のものとがあり、口縁はいずれも段をつくらず外開きになる。鍾には口縁が垂直方向に立ち上がり、仮圏足のものがあるが、仮圏足は段をつくらず、内に直線的にすぼまる。この特徴は洛陽西郊墓地に見られた壺・鍾と共通する。二重口縁の立ち上がりがやや外開きになり、仮圏足を高くつくるものも見られるが、これは後漢に入る型式である。

共伴関係に注目すると、まず 3146 号墓において鼎・罐 B とともに秦式の土器である繭形壺が共伴することから、丸底･直立耳の鼎が最古段階であると確認できる。この段階を第一段階とする。また、359 号墓では耳がやや屈曲し、底も少し平らになる鼎が罐 C・圏足の壺 B と共伴、さらに 379 号墓において耳が完全に屈曲した鼎と罐 C・仮圏足の壺 B が共伴する。鼎の変化と罐 C・壺 B の変化が対応することから、359 号墓の段階を第二段階、379 号墓の段階を第三段階とする。さらに、3101 号墓においては罐 C の最終段階と鍾が共伴する。この段階をもって第四段階とする。なお、625 号墓は鍾と瓿の型式からすでに後漢時代に入っていると見て、これを第五段階としておく。

新郷五陵村墓地と王門墓地

1985 年、河南省新郷市北部の五陵村において、戦国末～後漢時代の 137 基の墓が発掘された［新郷市博物館 1990］。前号で対象とした老道井墓地の東方約 2 ㎞の地点である。それらの 137 基は土器の型式と共伴した貨幣に基づいて 6 期に分類され、明快な編年図が提示されているが、全体に時期を早く見積もりすぎている感がある。

編年を改めて確認すると、鼎は洛陽に見られる型式とほぼ同じであり、報告中にⅤ式～Ⅷ式とされる鼎がそれぞれ洛陽の第一～四段階に相当する。鍾もⅥ式とされるものが第一段階の型式であり、13 号墓では鼎Ⅴ式と鍾Ⅵ式の共伴を確かめられることから、報告中で三期（前漢前期）とされる段階が洛陽の第一段階にあたると見て間違いない。ほかに壺 B の型式変化が明瞭であるが、これは次の王門墓地とあわせて述べることにする。

2006 ～ 2007 年、五陵村墓地の西方約 5 ㎞の地点で、南水北調中線文物保護工程によって戦国時代、及び前漢中期から後漢時代までの 62 基の墓が発掘された［河南省文物局 2013］。この墓地では五陵

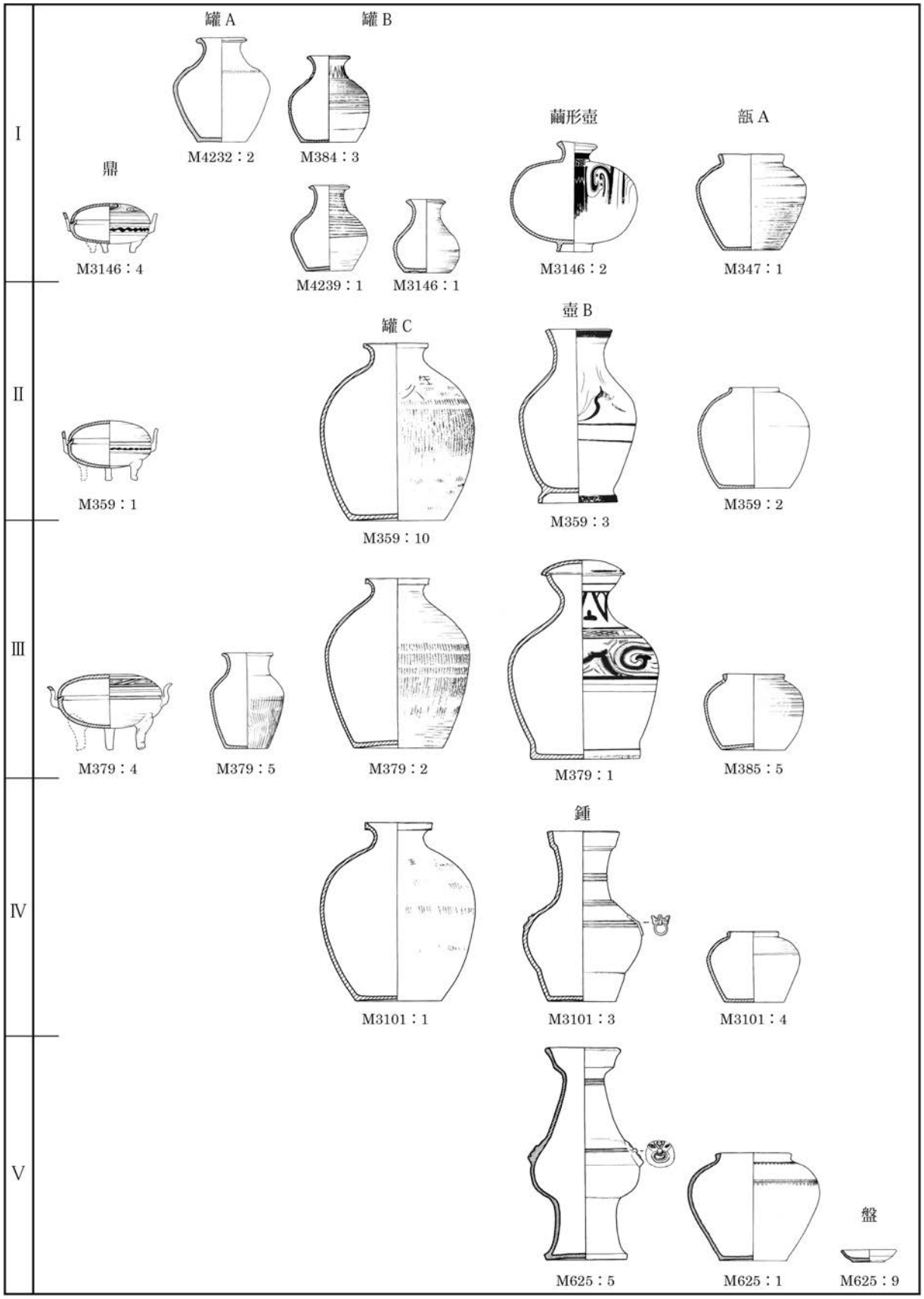

図4　侯馬喬村墓地の土器編年（S=1/12）

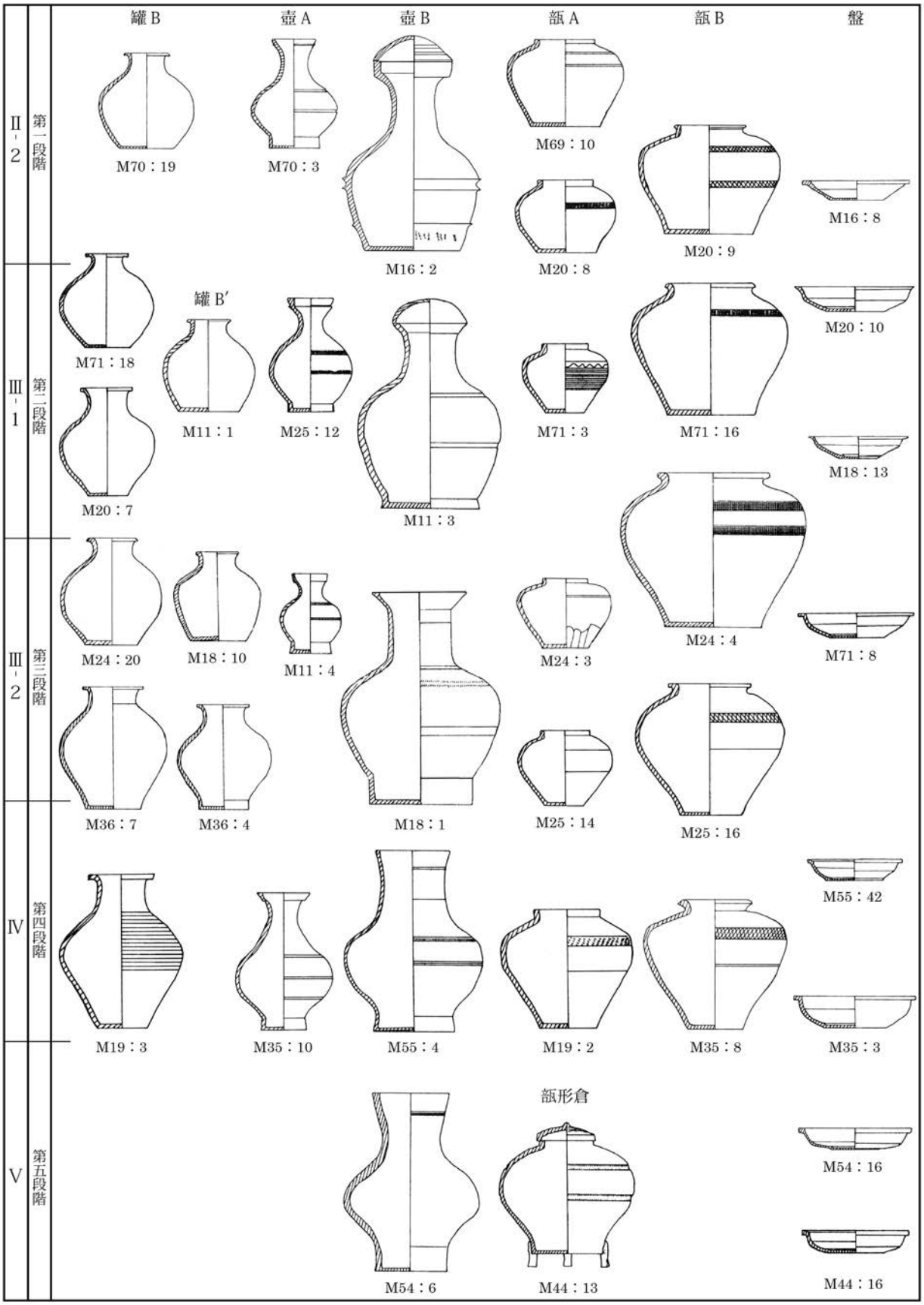

図 5　新郷王門墓地の土器編年（S=1/12）

表1　新郷王門墓地に見る土器の共伴関係

段階	時期	墓	構造	墓道	附属空間	罐B	壺A	壺B	瓿A	瓿B	盤	半両	五銖	大泉	貨泉
一	Ⅱ-2	M16	v	竪穴				Ⅰ			Ⅰ		9		
二	Ⅲ-1	M70	vii	竪穴	耳室・壁龕	Ⅰ	Ⅰ	鍾			Ⅱ	1	22		
二	Ⅲ-1	M69	iv	竪穴	壁龕	Ⅱ			Ⅰ	Ⅰ			10		
二	Ⅲ-1	M20	iv	斜坡	耳室	Ⅱ			Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ		21		
三	Ⅲ-2	M11	iv	竪穴	耳室・壁龕	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ			Ⅱ				
三	Ⅲ-2	M71	vii	竪穴	耳室	Ⅱ			Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ		4		
三	Ⅲ-2	M18	iv	竪穴	耳室	Ⅲ		Ⅲ			Ⅱ		2		
三	Ⅲ-2	M24	v	竪穴		Ⅲ			Ⅲ	Ⅲ			12		
三	Ⅲ-2	M36	iv	竪穴	耳室	Ⅲ							6		
三	Ⅲ-2	M25	iv	斜坡	耳室		Ⅱ		Ⅲ	Ⅲ			35		
四	Ⅳ	M72	vi	拐斜坡		Ⅳ		Ⅳ							
四	Ⅳ	M19	iv	竪穴	壁龕	Ⅳ			Ⅳ				2		
四	Ⅳ	M55	vi	斜坡	壁龕		Ⅳ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ		35		
四	Ⅳ	M35	iv	竪穴	耳室		Ⅳ			Ⅳ	Ⅳ		21		
五	Ⅴ	M54	vi	斜坡				Ⅴ			Ⅴ			3	
五	Ⅴ	M44	vi	斜坡	壁龕				(後)		Ⅴ		14		35

村墓地とうって変わって鼎や鍾の副葬がほとんど見られず、罐・瓿・壺・盤が多くの墓から出土する。発掘されたのは南水北調工程にかかるわずかな範囲のみであるが、日常的な土器が豊富であることから、公共墓地ないし家族墓地であり、より一般的な人々の暮らしが反映されていると見る（**図5**）。

報告では壺とされる器が、洛陽や侯馬の罐に相当する。第一段階では、侯馬に見られた罐Bの頸部を短くしたような形態に始まる。第二段階では、罐Cに見られたように口縁の返りが徐々に強くなり端面が形成される。また、胴部最大径より下が長く伸び、底部の幅が狭くなる。ただし、一部に下半がすぼまらず、縁に返りがないものがある。これを罐B′としておく。第三段階では、罐B・B′ともに胴部最大径の位置がさらに上昇し、胴下部のすぼまり方も強くなる。第四段階では、口縁端面に厚みが出て、胴部の張りも強くなる。

以上の罐Bの変遷観の正しさは、瓿にも同様の変化が見られることによって保証される。瓿には、侯馬喬村墓地にも見られた口縁が直立する瓿Aと、大型で口縁に端面を形成する瓿Bとがあり、瓿A・瓿Bともに罐と同様に胴部下半がすぼまるとともに、底部の幅が狭くなっていく。

壺には小型の壺Aと大型の壺Bとがある。壺Aの第一段階では、口縁にわずかな段差があり、仮圏足をつくる。つづく第二段階では二重口縁を形成し、第三段階では二重口縁が垂直方向に立ち上がり、仮圏足が外開きになる。第四段階では、二重口縁の立ち上がりが外開きになるとともに、口径に対し底部幅が狭くなっていく。この点は、罐や瓿と共通する変化である。一方の壺Bは、第一段階では口縁端面を形成し平底、第二段階で口縁がラッパ状に開くとともに仮圏足がつくられる。この段階の型式は五陵村28号墓や93号墓にも見られる。第三段階では仮圏足が高くなり、第四段階では口

縁が立ち上がるとともに仮圏足が外開きになる。やはり罐や瓿と同様にしだいに底部が狭くなっていく。Ⅴ段階になると口縁だけでなく假圏足も大きく外開きになる。この段階は五陵村87号墓にも見られる。

最後に、王門墓地に特徴的な器種に盤がある。盤は口縁の端面が次第に厚みを増すとともに、とくに内面に明瞭な段をつけるようになり、第四段階には圏足を形成するものも現れる。それにともない、器身全体が丸みを帯びていく。

各器種の共伴関係をまとめたものが表１である。各器種・各型式の段階は基本的に揃い、２段階以上ずれることはない。これによって、器種どうしの並行関係が確かめられた。なお、36号墓では罐Ｂに仮圏足をもつものが出土しており、同段階の壺との関係が注目される。また、第二段階には瓿Ａに三足をつけた瓿形倉が出現し、瓿の形態変化にあわせて第五段階まで継続して用いられる。

鄭州城区東南墓地

河南省の省都である鄭州の城区東南部において、1990～2006年に12ヵ所の墓地で計93基の漢墓が発掘された。『鄭州漢墓』では前漢後期から後漢中後期までの５期に区分され、そのうち第一期が前漢後期に比定されている［河南省文物考古研究院2015］。

しかし、罐の口縁と胴下部の形態変化が新郷王門墓地と同様であることから、報告書中で第一期とされた墓の多くは王門墓地の第一段階から第四段階に細分でき、一部の墓は第一段階にまで遡る可能性がある（**図６**）。

罐は大きさから言えば洛陽や侯馬に見られた罐Ｃに相当するが、型式的には新郷の罐Ｂと共通する。同様に大型の罐Ｂは洛陽にも散見する。壺Ａの形態変化は第三段階までは王門墓地に準ずるが、第四段階になると洛陽とも新郷とも似つかない型式の壺が副葬される。

また、該墓地では壺Ｂや瓿Ｂが見られない代わりに、すぼまった口に突帯をめぐらす甕が多数出土する。甕は他の墓地では数の少ない器種だが、その形態変化は罐と共通し、第一段階から第四段階にかけて口縁の厚みが増すとともに胴下部がすぼまっていく。第四段階には、罐と甕に口縁内側が「く」字状に屈折する型式が見られるのもひとつの特徴である。

各墓地の並行関係

ここまでに、洛陽・侯馬・新郷・鄭州の４地区の副葬土器編年を検証してきた。個別の分析によって、黄河中流域のなかでも墓地ごとに副葬される器種やその移り変わりに違いがあることを明らかとしたが、墓地どうしの並行関係を確かめ、中原地域一般に通用する共通編年を組み立てておく必要はあるだろう。

まずは鼎について、洛陽と侯馬の鼎は同一型式というわけではないが、焼溝99号墓と喬村359号墓に丸底で耳がやや湾曲するという共通点が見られることから、これを同じ段階のものと考えると、耳が直立する喬村3146号墓の鼎はその前段階、379号墓の鼎は次段階に位置づけられる。平底化が始まる苗南路東1835号墓の段階はさらに遅れるであろう。

次に壺・鍾を比較すると、洛陽では18号墓の鍾から２号墓の鍾にかけて圏足から仮圏足への変化が起こり、同時に壺Ａも仮圏足となる。一方の侯馬でも、359号墓では圏足の壺Ｂが見られるが、

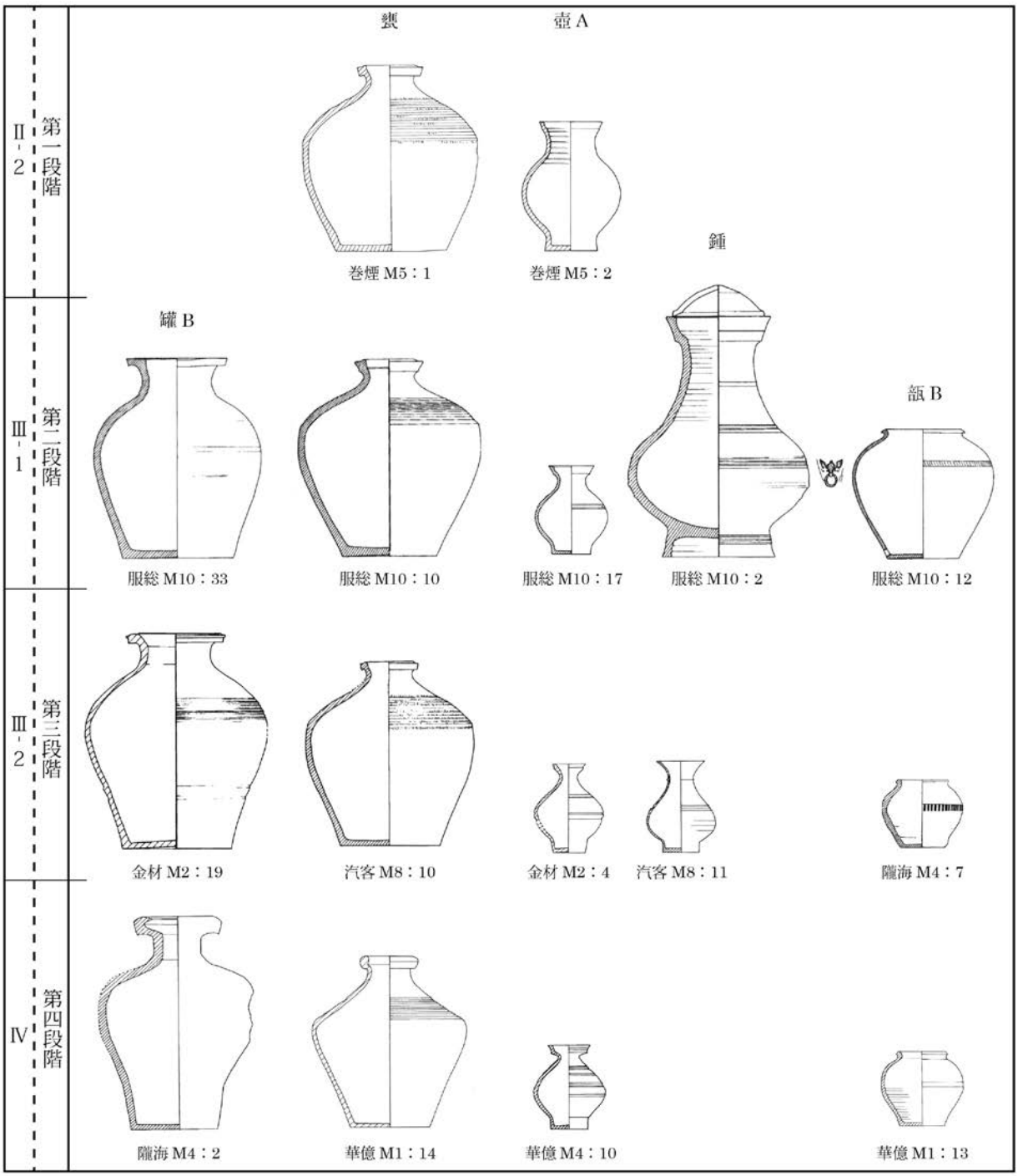

図 6　鄭州城区東南墓地の土器編年（S=1/12）

379 号墓では仮圏足となる。これにより、焼溝 18 号墓と喬村 359 号墓、焼溝 2 号墓と喬村 379 号墓が同段階であると見る。すると、金谷園 1 号墓と喬村 3101 号墓の鍾に見られる二重口縁の直立化の時期も対応するとわかる。

以上より、洛陽の鼎と壺・鍾におけるⅠ①→Ⅰ②→Ⅱという型式変化は、侯馬の第二段階から第四段階に相当する。これによって、侯馬喬村墓地の第一段階から第四段階を指標として、黄河中流域の

表2　黄河中流域における各墓地・各墓葬の並行関係

時期		侯馬	洛陽	新郷	鄭州	陝県（三門峡）	朔県
Ⅰ		M347・M384・M3146・M4232・M4239	邙 IM897	五 M14・39		後 M3002・M3136	6M476 8M178
Ⅱ	①	M359	金 C8M15、澗 M1	五 M13・28・127			
	②		M18・M99（第二期）	王 M16	卷煙 M5	後 M3003	6M17・6M50
Ⅲ	①	M379・M385	M2・M125（第三期前半）、西 M3081・M3261	五 M93、王 M20・M69・M70	卷煙 M1、汽客 M4、上海 M32・M43	向 M119・121	3M63・3M69・3M70
	②			王 M11・M18・M24・M25・M36・M71	上海 M14・M15・M24・M31・M51、服総 M10、汽客 M8	向 M10・36・42・43・58？・122・134・147	
Ⅳ		M3101	M113・M136A・M410・金 M1（第三期後半）、苗 IM1835	五 M91、王 M19・M35・M55・M72	隴海 M4、金材 M2、華億 M1・M4、上海 M47	向 M12・15・41・44・48・73・76-1・2・85・86・100・116・123・131・150	3M1・4M86・GM159
Ⅴ		M625	M31・M45・M1008（第四期）、郵 M372	五 M87、王 M44・M54	汽客 M33、塑地 M1、布花 M2、上海 M16・M34・M56	向 M26・28・53・58・137・140	5M36・GM210

※邙：邙山、金：金谷園北、澗：澗西区、西：西郊、苗：苗南路東、郵：郵電局、それ以外はすべて焼溝　※五：五陵村、王：王門　※後：後川村、向：向陽

前漢墓をⅠ～Ⅳ期に区分する[5]。その他の墓地についても見ておくと、新郷王門墓地の第一段階の罐Bは、上述したように喬村墓地の第一段階につづく型式である。そして、仮圏足をつくる王門墓地の第二段階の壺Bは、喬村墓地の第三段階に対応する。よって、王門墓地の第一段階・第二段階はⅡ期、第三段階はⅢ期に相当する。さらに、王門墓地の第四段階の壺Aに見られる二重口縁の立ち上がりは、喬村墓地第四段階の鍾と共通するから、王門墓地の第四段階もそのままⅣ期相当と見てよいだろう。また、鄭州城区東南の服装総廠10号墓でも二重口縁が直立しはじめた鍾が出土しているが、こちらは圏足がついており、Ⅱ期からⅢ期への過渡的な形態と考える。

以上に確認した並行関係を基礎として、その他の黄河中流域の墓葬についても土器から時期を判断可能なものを加えて表2にまとめた。

（3）貨幣から見た前漢墓の実年代

前節で示した土器編年に実年代を与えるには、紀年銘などの文字情報から年代を比定するのが一番確実だが、残念ながら本稿で扱っている墓には、第一節に述べた以外には年代を特定できるようなものがない。そこで、常套手段ではあるが、副葬品の中の貨幣に注目し、前節で示した各段階がいつ頃に位置づけられるのかを確認するとともに、編年の検証も行っていきたい。

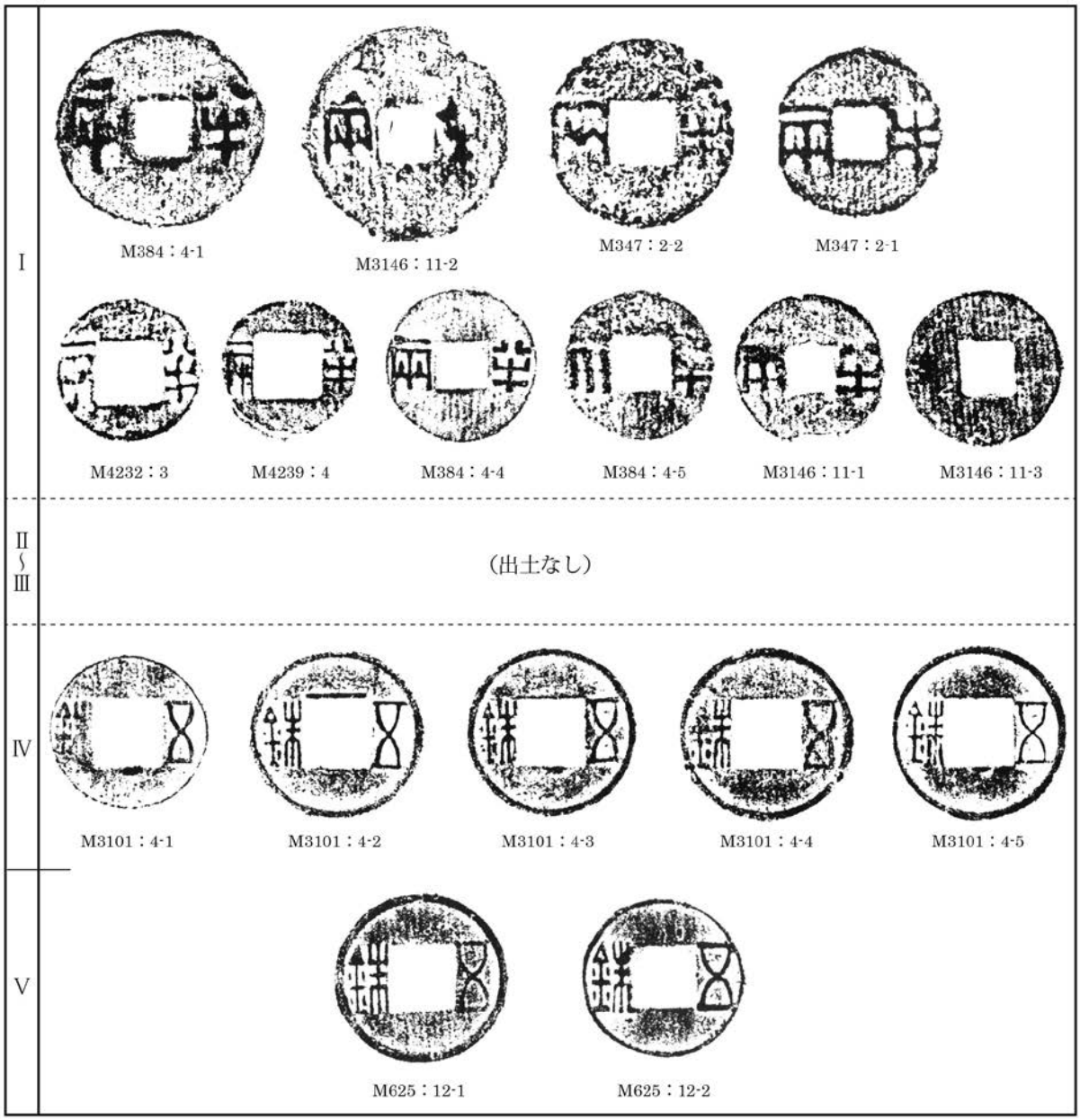

図７　侯馬喬村墓地出土銭の変遷（S=1/1）

半両銭・五銖銭再考

半両銭は戦国時代後期には製作がはじまり、途中一時的に三銖銭に切り替わったものの、前漢武帝の元狩五（前118）年に五銖銭が行われるまで継続する。このため、半両銭を副葬し、かつ五銖銭が副葬されない墓の年代は、多くの研究によって前118年以前に位置づけられてきた。この考え方自体に問題はない。

しかし、肝心の半両銭の編年、すなわちどのような半両銭を戦国・秦・前漢前期・前漢中期とみなすかについて、従来の認識に大きな問題があったことは、すでに別稿に述べた通りである［石谷2018b］。ここでは黄河中流域の半両銭出土墓を資料として再確認していこう。

Ⅰ期では、喬村墓地の347・384・3146・4232・4239号墓から半両銭が出土している（図７）。その中には、銭径が大きく銭文も大ぶりで字体が整わない戦国半両から、2.0cm前後の銭径に対し孔幅が

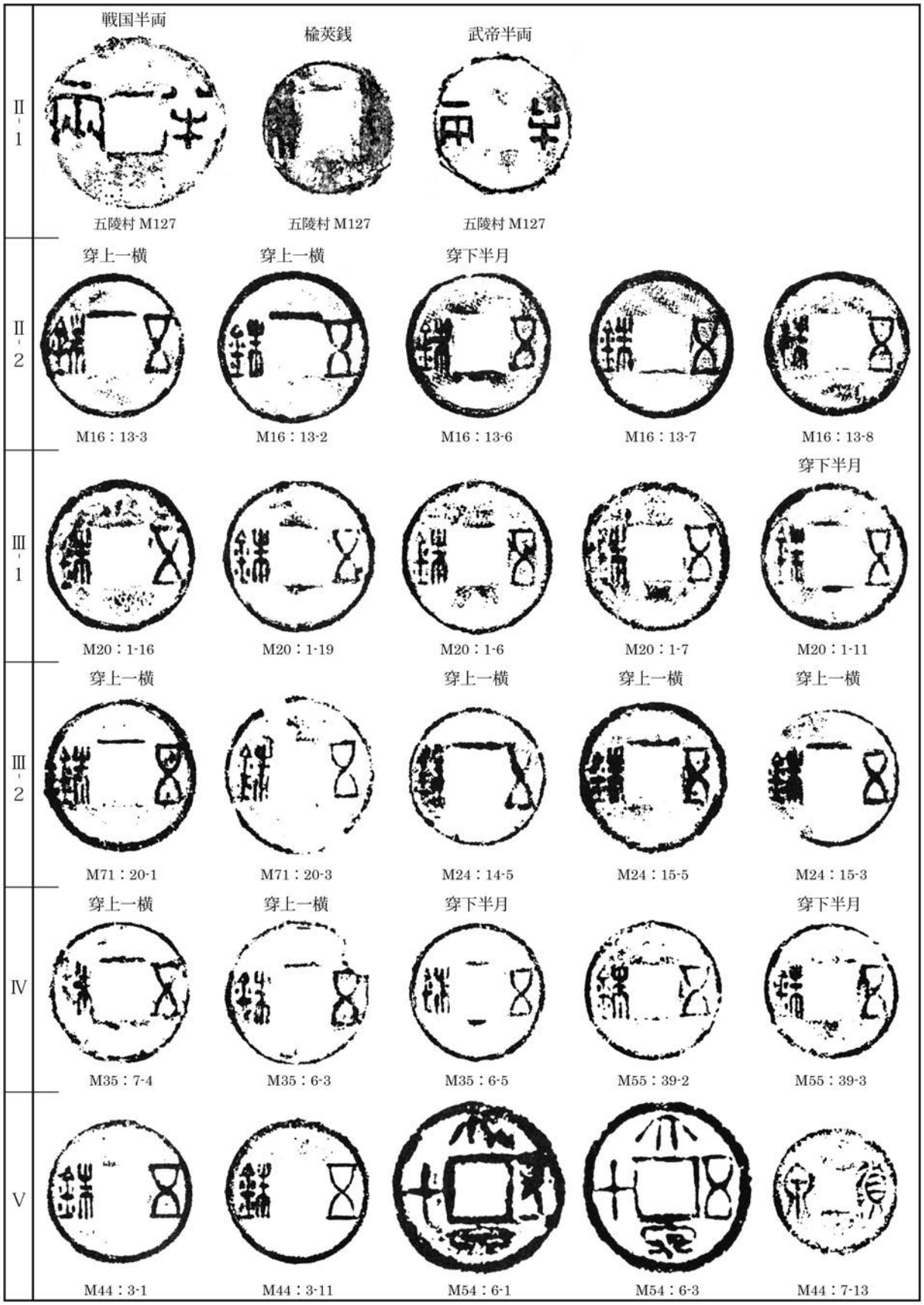

図 8　新郷地区前漢墓群出土銭の変遷（S=1/1）

1.0cm 以上もある榆莢半両、銭径 2.5cm ほどで銭文が輪郭と方孔の間に余白なく収まる前漢前期半両、さらに銭径 2.3cm ほどで孔も 0.7cm ほどに小さくなった四銖半両が見られる。いずれも無郭であり、武帝期の半両銭は含まれない。

Ⅱ期になると、侯馬では貨幣の副葬を確認できなくなるが、新郷ではⅡ期前半に位置づけられる五陵村 127 号墓から半両銭９枚が出土している（**図８**）。そのなかには戦国半両・榆莢銭・前漢半両の三種が含まれると報告され、前漢半両は銭文の特徴と有郭である点から武帝期のものと判断できる。

つづくⅡ期後半には、新郷王門 16 号墓に五銖銭の出土が認められる。Ⅱ期前半には武帝半両があり、かつ五銖銭の副葬は行われていないから、五銖銭発行の武帝元狩五（前 118）年はⅡ期後半に含まれると見てよいだろう。

なお、侯馬ではⅡ期・Ⅲ期の墓に半両銭も五銖銭も副葬されていない点が興味深い。武帝期には、建元元（前 140）年に半両銭を廃止して三銖銭を発行したが、そのわずか５年後、建元五（前 136）年には三銖銭を罷めて再び半両銭を行う。そして元狩五（前 118）年には半両銭を罷めて五銖銭を行うものの、この間に発行された三銖銭といわゆる武帝半両は、全国的に見てもほかの半両銭や五銖銭と比べて出土数が極端に少ない。土器編年に見たように、侯馬でもⅡ期・Ⅲ期に人びとの営みが途絶えていたわけではない。単に墓に副葬できるほどの貨幣の蓄えがなかったのだろうか。この点については、次章で改めて論じたい。

ここで話が前後するが、Ⅴ期の新郷王門 54 号墓では五銖銭ではなく大泉五十が、44 号墓では五銖銭 14 枚とともに貨泉 35 枚が出土した。Ⅴ期の実年代は確実に大泉五十発行の居摂二（後７）年、さらに新代に貨泉が発行された地皇元（20）年を下り、後漢初期頃にあたると見る。

ここから先、Ⅱ期～Ⅳ期の実年代を検討するうえでは、五銖銭の編年が問題となる。五銖銭の分類・編年は『焼溝』や『満城漢墓』で行われたものが基本となっているが［中国社会科学院考古研究所ほか 1980］、ここではそれらの編年を検証したうえで独自の編年を組み立てた岡内三眞氏の研究を参照する［岡内 1982］。

岡内氏は、「五」字の斜線の角度や形状、「銖」字の扁の四点と「朱」旁の頭の形状に注目し、Ⅰａ～Ⅰｃ式とⅡａ・Ⅱｂ式、さらにⅢａ・Ⅲｂ式に分類した。そのうちⅠ型とⅡ型を分けた基準は、要は「銖」字の扁の四点が円点か縦長かと、「朱」旁の頭が方折するか円折するかである。そして、五銖銭鋳行のわずか４年後の元鼎四（前 113）年に死亡した中山王劉勝の墓である満城陵山１号墓からⅠａ・Ⅰｂ・Ⅰｃ式の三種が出土していることから、この時点ですでにⅠ型のすべてが出そろっていたと指摘した。『焼溝』で武帝期と宣帝～平帝期に分けられた五銖銭に実は年代差がほとんど存在しないと言うのである。

岡内氏の分類を新郷王門墓地で検証してみよう。まず、Ⅱ期後半、王門 16 号墓出土の五銖銭９枚の中には、「五」字の縦画が直線に近いⅠａ型・やや曲線を描き横画が縦画よりも左右に伸びたⅠｂ型・屈曲具合がさらにきつくなり砲弾形を呈するⅠｃ型の３種が含まれ、Ⅰａ型・Ⅰｂ型には穿上一横線が、Ⅰｂ型には穿下半月をもつものがある。つづくⅢ期前半の五銖銭の中にも、たとえば 20 号墓から出土した五銖銭 21 枚中に同様にⅠａ～Ⅰｃ型の３種があり、Ⅰｂ型に穿下半月が見られる。拓本では銭文の判別ができない資料もあり、その割合を示すのは困難であるが、五銖銭発行直後にすでにⅠａ～Ⅰｃの３種が出揃っていたとわかる。この点は、岡内氏の見解と一致する。

Ⅲ期後半では、王門71号墓出土の４枚、24号墓出土の12枚の中に、やはりＩａ～Ｉｃ型の３種が見られる。この時期の特徴としては、Ｉａ・Ｉｂ以外にＩｃ型にも穿上一横線が見られる点、さらに郭が削られた磨郭五銖が含まれる点を挙げられる。また、そうでない場合にも郭が薄くなり、Ⅱ期の16号墓では0.14～0.20cm（平均0.15cm）であったのが、Ⅲ期の71号墓では0.12～0.16cm（平均0.13cm）になる。

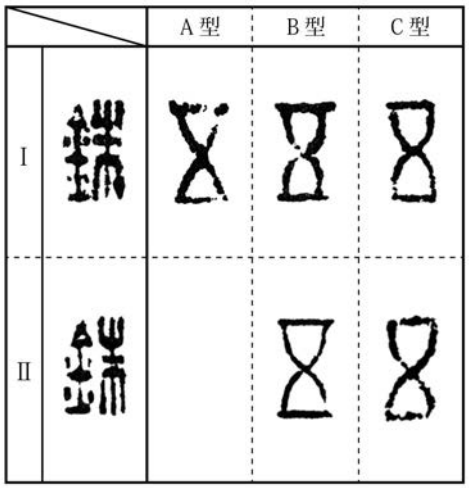

図９　前漢五銖の銭文

Ⅳ期では、王門19号墓出土の２枚、35号墓出土の21枚、55号墓出土の35枚の中にＩｂ型とＩｃ型があり、いずれの墓においても「銖」字の「朱」旁の頭が円折するⅡ型が見られる。Ⅱ型の中には、Ｉｂ・Ｉｃと同じ２種類の「五」字を確認できるが、Ｉａと同じものはない。こうしてみると、Ⅰ型・Ⅱ型のなかにａ・ｂ・ｃの亜種があるというよりも、Ｂ型・Ｃ型にⅠ式・Ⅱ式があると考え、時期差と見る方がよいのではないだろうか（**図９**）。そうした場合、ＣⅡ型には穿下半月をともなう傾向が認められる。郭の厚みは、35号墓では0.11～0.18cm（平均0.13cm）、55号墓では0.11～0.14cm（平均0.12cm）であり、35号墓には磨郭五銖も含まれる。

「朱」旁の頭が円折するⅡ式五銖銭は、『焼溝』ではⅢ型と分類され、「更始二年」銘や「建武十七年」銘銭笵に見られることから後漢時代に入るとみなされたが、王門墓地ではこれがⅣ期に出現している。上述したように、つづくⅤ期の王門54号墓では大泉五十のみが、さらに44号墓では貨泉35枚が出土しており、Ⅴ期の実年代が大泉五十発行の居摂二（後７）年から後漢初頭頃と考えられるため、Ⅱ式五銖銭はそれ以前にはつくられていたことになる。同様の疑念はすでに岡内氏も述べているところであり、遅くとも王莽期には「朱」旁の頭が円折する五銖銭の出現を認めなければならない。

前漢墓の実年代

以上の土器編年と貨幣の変遷観に基づき、前漢墓の実年代について検討する。まずⅠ期については、上述したようにこの時期の墓から出土する半両銭が武帝期よりも前のものである点によって、武帝半両発行の建元五（前136）年を下限とする。はじまりについては、前漢時代の年表上の開始年が前206年（高祖元年）であるとはいえ、劉邦が皇帝に即位するのは前202年のことで、そのとき一次的にではあるが洛陽に都を置く[(6)]。半両銭にすでに前漢時代の型式が含まれている点からも、Ⅰ期は前200～前140年頃と考えておきたい。

つづいて、Ⅱ期のはじまりは武帝半両発行の建元五（前136）年を基準とする。新郷五陵村127号墓では武帝期の半両銭が出土し、五銖銭は出土しないが、洛陽焼溝18号墓・99号墓や新郷王門の各墓ではすでに五銖銭が副葬されている。よって、Ⅱ期はおおよそ前140年頃から前120年頃までの前半と、それ以降の後半に細分される。前半が約20年であるから、後半も同じくらいの期間と考えると、Ⅱ期の終わりはちょうど前100年頃になる。

よってⅢ期については、はじまりを前100年頃と見るとして、Ⅳ期のはじまりが問題となるが、上

述したようにⅤ期が地皇元（後20）年～後漢初期頃にあたることから、その下限は後20年頃と考えられる。この期間を等分すると、Ⅲ期はおおよそ前100～前40年頃、Ⅳ期は前40～後20年頃となる。

さて、以上に見積もった実年代には推測の部分もあるが、各期をだいたい40～60年に区分しており、大きくは間違っていないだろう。貨幣はともかく、土器の変遷は人々の自然な営みの変化を反映するはずであるから、各期の時間幅があまりに異なっては問題である。この点において、従来の前・中・後期とは異なる4期編年としたことの意味がある。ここで改めて、各期が政治史上どのような時期であったのかを確認しておこう。

まず、Ⅰ期とⅡ期を隔てるのは、武帝期以前と以降であり、これは従来の前漢前期・中期の境界線と変わらない。Ⅰ期は主に呂后期～文帝・景帝期、Ⅱ期は武帝期を代表する。Ⅱ期には、たとえば衛青・霍去病が匈奴に大勝し対匈奴戦線がいったん落ち着くのが前119年、南越国を滅ぼすのが前112年、衛氏朝鮮を滅ぼし楽浪郡をはじめとする四郡を置くのが前108年、大宛を降伏させるのが前101年であり、この頃には匈奴を除く対外戦争が一通り決着する。さらに、五経博士の設置など儒家的価値観に基づく官吏登用が始まるが、一方で前119年の塩鉄専売開始、前118年の五銖銭発行、前110年の均輸・平準法の施行など、法家的性格の強い政策が次々と行われた。

Ⅲ期は前100～前40年頃までと推測したが、それは主に昭帝・宣帝の治世であり、実質は霍光政権から宣帝親政の時期にあたる。この頃には甘露三（前51）年に宣帝が未央宮の石渠閣に儒学者を集めて五経の異同を議論させたように[(7)]、儒教が政治に大きな影響を与えるようになっていた［日原1972］。そしてⅣ期は元帝からおおよそ前漢時代の終わりまでとなる。外戚の中から王莽が台頭し、平帝の即位以降には王莽主導で数々の改革が行われる。

以上のような政治史を背景として、前漢時代の文化・思想はどのように変化していったのか。本稿の真の目的はそうした文化史の動向を確かめることにある。

二　墓地に見る漢の文化と思想

第一章では、考古学の観点から前漢墓やその副葬品である土器・貨幣の変遷について考察した。一方、本章ではそれを基に墓や副葬品に反映された文化や思想を探っていく。前漢時代にはすでに『史記』をはじめとするテキストがあり、多くの歴史が明らかにされてはいるけれども、考古資料は当時の社会や文化を実証的に解き明かす重要な鍵となる。とくに墓には、葬送儀礼のあり方だけでなく、当時の政治・経済・思想などが強く反映されているという指摘があり、後述するように、すでに倉・竈・井戸・厠についてはそこに反映された思想や信仰についての卓見が発表されている［黄2000］。

しかしながら、『礼記』曲礼上に「礼は庶人に下らず。刑は大夫に上らず」（「礼不下庶人。刑不上大夫」）とあるように、庶民[(8)]の葬送儀礼は必ずしも規範に則って行われるのではなく、居住地域の慣習や各家庭の状況に応じてとり行われたであろう。その意味では、葬送儀礼は社会の上層だけでなく、庶民の生活に浸透してはじめてその時代の「文化」と呼ぶことができる。今ここに前漢墓地における墓の構造と副葬品の変遷を手がかりとして、前漢時代の文化・思想について検証していこう。

（1）墓の構造と埋葬習俗

前章で行った前漢墓編年にしたがい、**図 10** では侯馬喬村墓地、**図 11** では新郷王門墓地における墓の変遷を示した。以下、これに基づいて黄河中流域における前漢墓の変遷を確認していく。

まず、Ⅰ期には竪穴墓とⅲ式洞室墓がつくられる。また、半両銭を副葬する喬村 347 号墓がすでにⅳ式洞室墓の構造をとる。前号に述べたように、黄河中流域でも戦国後期になると竪穴墓から洞室墓への推移が認められるが、すべての墓がただちに洞室墓に変わるわけではなく、前漢初期までは竪穴墓もつくられる。これは、黄河中流域においては秦代以降も在地の伝統的な習俗が根強く残っていたことを示す一方で、大部分がすでに関中地区の影響を受けていたとも言える。たとえば、黄河から少し南に離れた南陽では、漢代になっても竪穴墓をつくり続け、洞室墓はまったくと言っていいほど見られない［南陽市文物考古研究所 2012］。

Ⅱ期になると、ⅳ式洞室墓がひき続きつくられるとともに、後半にはⅴ式洞室墓もつくられるようになる。前漢中期には墓室内部の天井空間の増加や墓室幅の拡大による両袖式墓葬の成立が見られるという指摘があるが［黄 2000］、その前にまずは片袖式の洞室墓が現れるとわかった。ⅴ式洞室墓ではⅳ式と比べて墓室幅が拡大し、夫婦合葬となるが、天井空間は増加しないどころか、ⅳ式洞室墓よりも天上を低くつくる傾向にある。

Ⅲ期にはひき続きⅳ式・ⅴ式洞室墓がつくられるとともに、ⅵ式洞室墓が出現する。ただし、ⅳ式洞室墓の天井までの高さが約 1.4 mと高くなる一方で、ⅴ式では 0.75 m、ⅵ式では 1.0 mとⅳ式よりも低くつくられている。この時期のⅵ式洞室墓は両袖化が始まると言ってもまだⅳ式の延長にあり、合葬ではないという点から見ても本当の意味でのⅵ式の出現とは言えない [9]。なお、この時期には斜坡墓道のⅳ -2 式洞室墓も見られる。天井高は約 0.7 mと低いが、墓室前方の副葬品配置空間の天井が高くつくられ、前堂のようになる。また、王門墓地ではⅶ式洞室墓が確認される。二墓道二墓室ではあるが、墓室の天井高は 1.2 ～ 1.4 mで、ⅳ式やⅴ式と変わらない。

Ⅳ期にもⅳ式洞室墓が継続するが、王門 35 号墓では前堂が形成され、喬村 3101 号墓では磚室墓となっており、従来のⅳ式とは一線を画す。また、墓室幅が 2.3 mまで拡張され、夫婦合葬となったⅵ式洞室墓が見られる。天井までの高さは 1.4 mであり、これはⅢ期のⅳ式と同程度である。

王莽期に入るⅤ期についても確認しておくと、墓室幅 1.3 m、天井高 1.4 mのⅵ式洞室墓（磚室墓）や墓室幅 1.8 mで斜坡墓道をともなうⅵ式竪穴墓が見られる。墓室前方のアーチ状羨道の構築や、再び竪穴式の墓室を築くなど、墓づくりの思想に革新が見られる [10]。

以上より、洞室墓はⅠ期（前漢前期）にⅳ式、Ⅱ期後半（中期後半）にⅴ式が出現し、Ⅳ期（後期）に本格的にⅵ式が現れるというように、しだいに墓室面積が拡大するとともに、合葬が普遍化するとわかった。Ⅰ期からⅣ期にかけて墓葬構造は矛盾なく変遷しており、本稿の土器編年の確かさを検証できたと考える。

また、ⅳ式洞室墓においてⅡ期からⅢ期にかけて墓室天井が高くなることも確認できた。これは、Ⅱ期後半のⅤ式洞室墓の出現にともなってまず墓室幅が拡張され、Ⅲ期になってⅳ式洞室墓の天井が高くなり、その両特徴がⅣ期のⅵ式洞室墓の成立につながるということである。墓室空間の拡大とそれにともなう副葬品の増加という観点に立てば、本格的なⅵ式洞室墓が成立するⅣ期をもって大きな画期と評価できる。

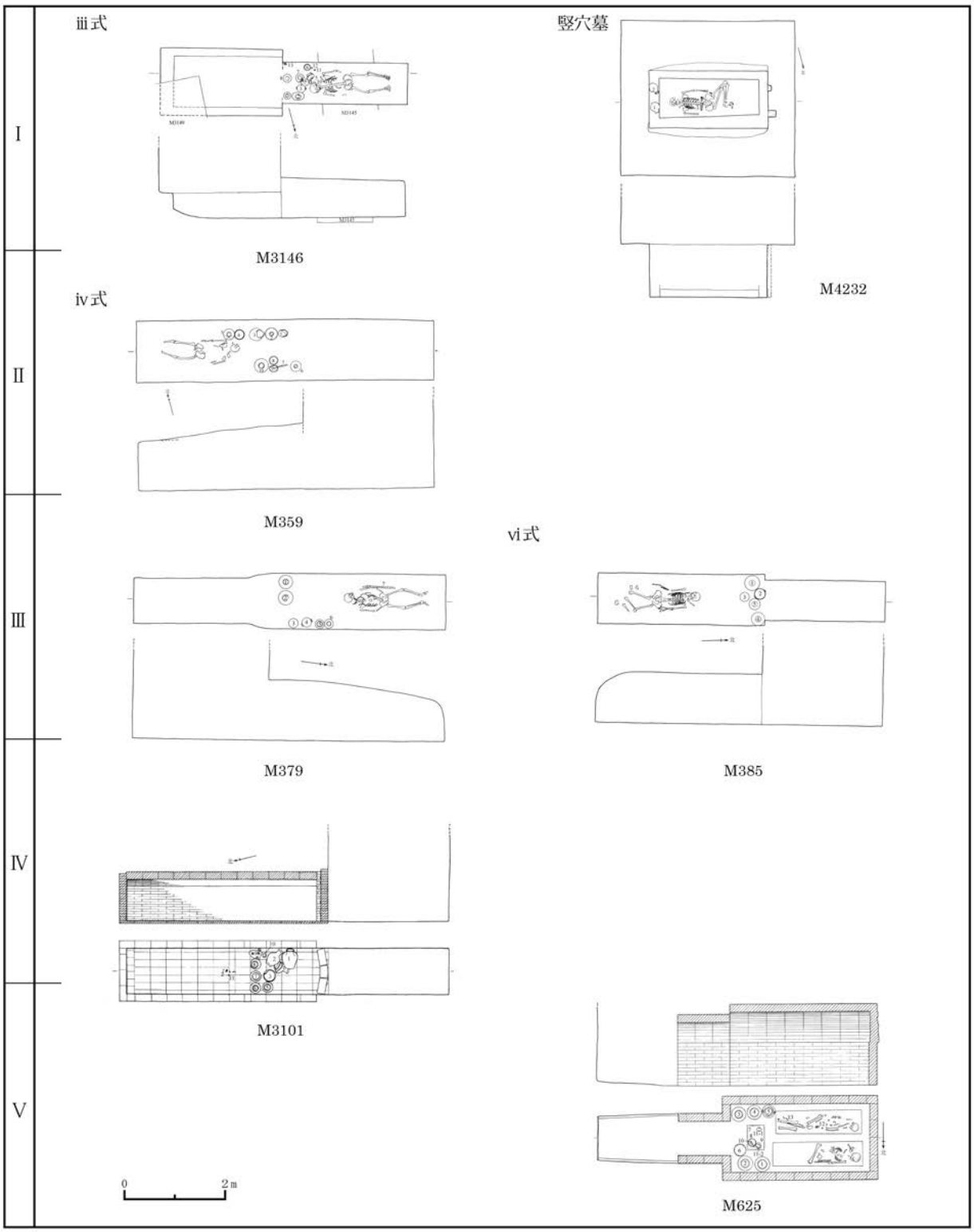

図 10　侯馬喬村墓地前漢墓の変遷

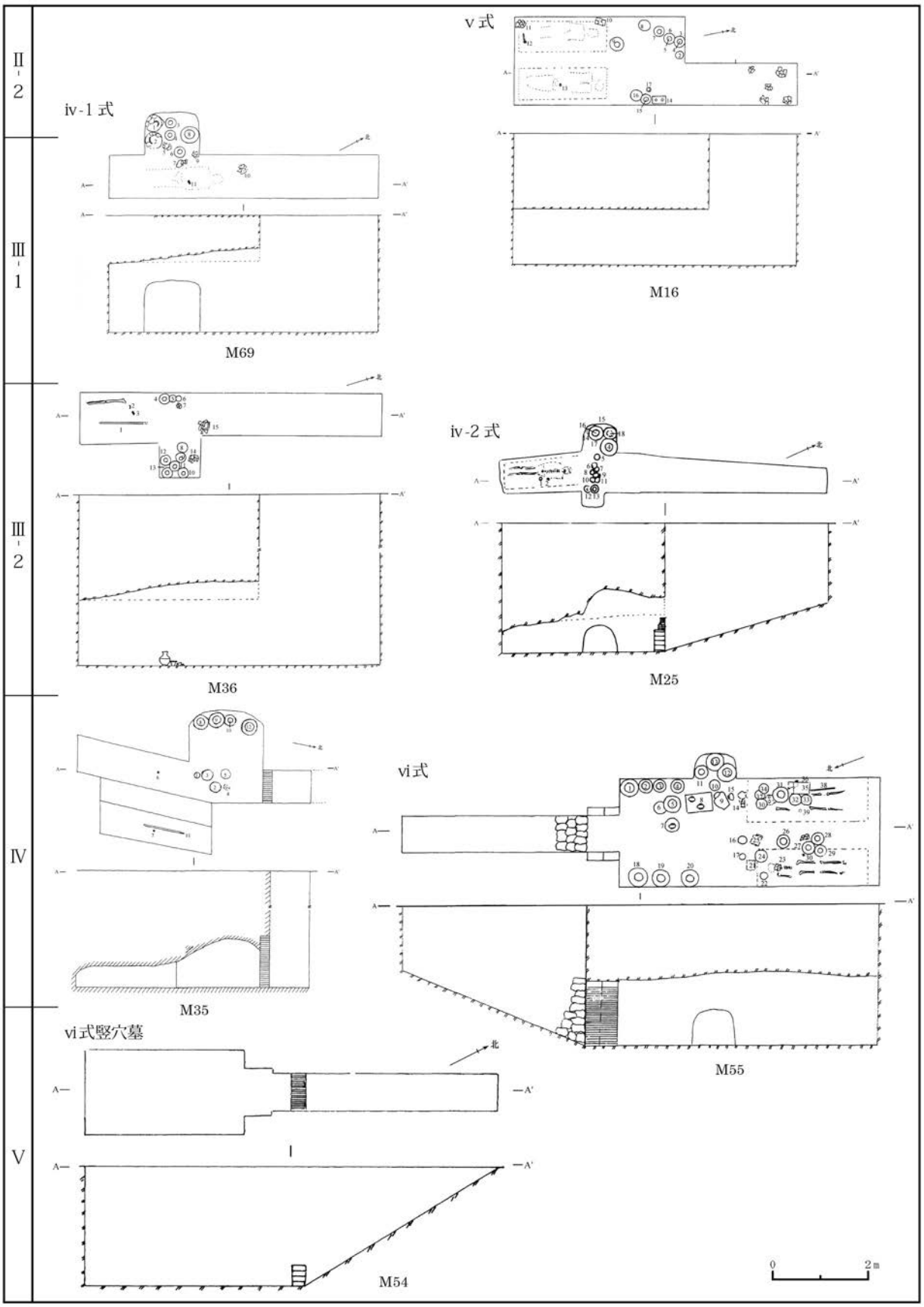

図 11　新郷王門墓地前漢墓の変遷

ただし、『礼記』壇弓上に、子游が喪具について孔子に尋ね、孔子が

「家の有亡に称（かな）ふ。…有るも礼に過ぐるなかれ。苟も亡ければ、首足の形を斂めて還ち葬り、棺を縣けて封す」（「子游問喪具。夫子曰、称家之有亡。子游曰、有亡悪乎斉。夫子曰、有毋過礼。苟亡矣、斂首足形還葬、縣棺而封」）

と答える場面が見られる。また曲礼上には、

「貧者は貨財を以て礼を為さず。老者は筋力を以て礼を為さず」（「貧者不以貨財為礼。老者不以筋力為礼」）

とある。礼器にも、

「礼は省（あきら）かにせざるべからず。礼は同じからず。豊ならず、殺（さい ※簡素にする）ならず。此れ之を謂うなり。蓋し称ふを言うなり」（「礼不可不省。礼不同。不豊、不殺。此之謂也。蓋言称也」）

とあるように、儒教の礼では、分相応の葬送儀礼が求められたのであり、庶民の墓地における墓室空間の拡大や副葬品の増加を、儒教を背景とする「厚葬」の風潮の広がりと単純に捉えてはいけない。

なお、侯馬と新郷の両墓地には、被葬者の頭位方向に違いが見られる。すなわち、侯馬では東西南北あらゆる方角に頭位を向けた墓を確認できるが、新郷では王門72号墓が東を向くのを例外として、他はすべて頭位を北に向ける。『礼記』壇弓下に、

「北方に葬り首を北にするは、三代の達礼なり。幽に之くの故なり」（「葬於北方北首、三代之達礼也。之幽之故也」）

とあるように、埋葬時には頭位を北に向けるのが礼とされたが、新郷ではこれに従った一方で、侯馬ではとくに気にしていなかったようである。まさしく「礼は同じからず」といった状況であるが、こうした地区による違いを従来の研究は見逃していたように思う。

（2）副葬品に見る文化と思想

かわって本節では、副葬された土器・青銅容器・鏡・貨幣を個別に見ることで、庶民の葬俗とその背景となる思想に迫ろうと思う。

土器と明器

副葬土器は大きく三種類に分かれる。ひとつは罐･壺A･瓿･甕･盤などの日常容器、もうひとつは鼎･壺B・鍾の倣銅器、そして竈や井戸・猪圏などの明器である。日常容器の多くは本来貯蔵用であったと思われ、編年の指標とはしなかった盒もここに加わる。倣銅器は青銅容器を副葬しない中小型墓において、それを模して副葬された土器であり、大型で、形態も青銅容器に近い。ここではとくに鍾をとりあげておきたい。

鍾は副葬土器の中でもひと際目を引く器であるが、その理由は大きさだけでなく紋様や鋪首にある（口絵１）。土器でありながらも環を銜えた鋪首はそれが青銅容器の代わりであると見るものに感じさせ、彩色された神獣などの紋様は、それがただの日用品ではないことを窺わせる。その鍾は、洛陽ではⅡ期からⅣ期、さらに後漢初期のⅤ期まで継続して墓に納められ、口縁や圏足の形態に見られるように一系列的な変化を示す。

しかし、新郷王門墓地では、鍾の副葬が見られるのはⅡ期後半の70号墓のみであり、侯馬でも前漢末のⅣ期になってようやく現れる。しかも、王門墓地や喬村墓地に見られる鍾は、口縁の形状を除いて焼溝墓地出土の同時期の鍾とは似つかない。これは王門・喬村の二墓地に限らず、鄭州城区東南墓地や三門峡向陽墓地にも言え、中原地域の中でも洛陽とその周辺とでは異なる土器を用いたと考えられる。

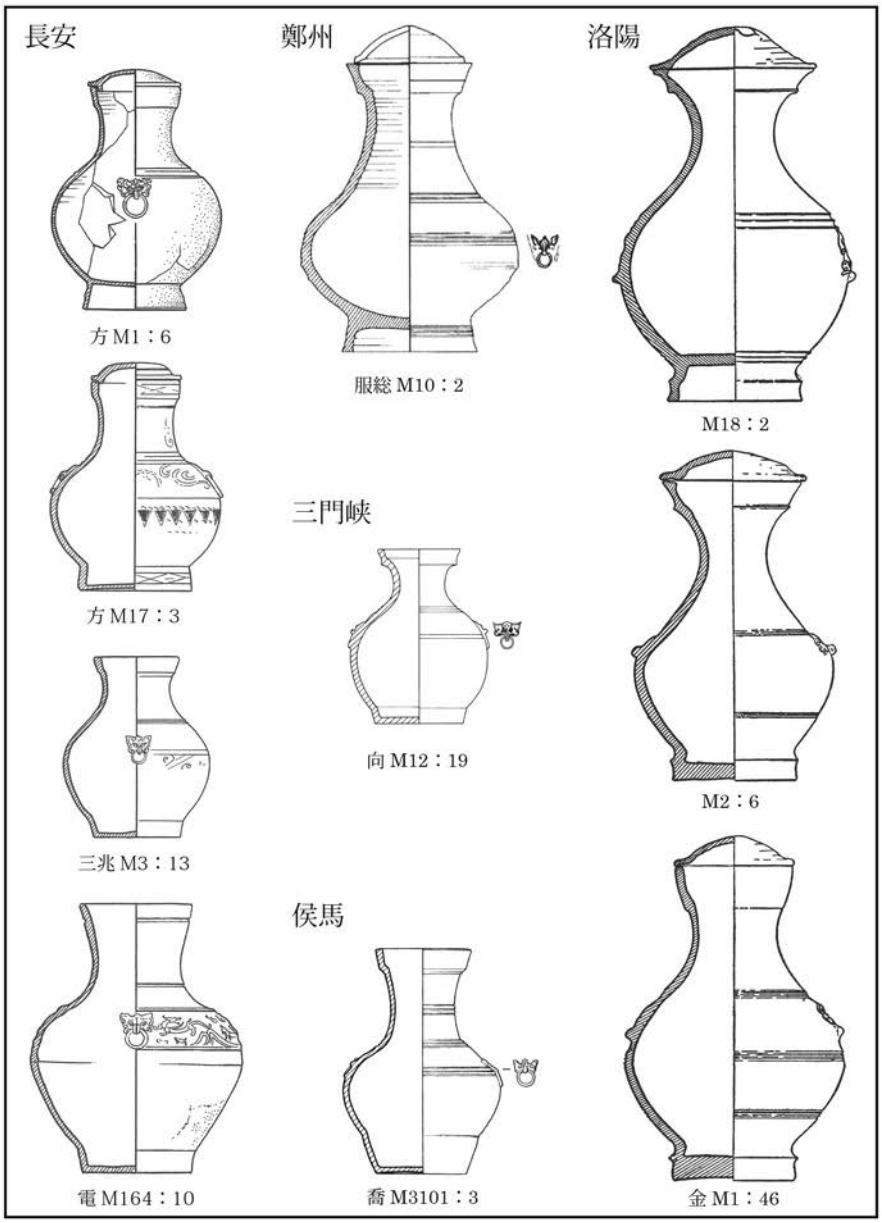

図 12　各地区出土の鍾の比較（S=1/12）

では、侯馬・三門峡・鄭州などの周辺地区の鍾がどこの出自かというと、そもそもこの地域の墓制は関中地区に由来するものであるから［石谷2018a］、当然関中地区と推測する。実際、前漢の都・長安では、洛陽とは異なる型式の鍾が多く出土しており［西安市文物保護考古所ほか2004］、侯馬や三門峡などの鍾が洛陽よりも長安に近いとわかる（**図 12**）。洛陽は東周王城の地であり、古い伝統が根強かったのに対し、三門峡（陝県）などの函谷関の東側では秦代以降に急速に関中の習俗を受容するという指摘があるが［中国社会科学院考古研究所1984］、前漢後期になっても洛陽と周辺地区とでは習俗の需要の仕方に違いがあった。これは洛陽という地の特殊性を示すとともに、洛陽漢墓群の土器編年が黄河中流域一般には通用しないという問題をも提起する。

そのような洛陽の特殊性は、明器の副葬においても発揮されている。洛陽漢墓群では、前漢中期（焼溝１・２期）に倉５点・竈１点の組合せを基調とするミニチュア土器の副葬が始まり、後期（焼溝３期前半）には壺・倉の数量増加にあわせて明器中に井戸が広く出現するとされる［中国社会科学院考古研究所1984］。このような貯蔵用の器やミニチュア土器の副葬は、生前の住居や生活を模したもの

表3　新郷王門墓地出土の貯蔵用器と明器

時期	墓	構造	墓道	壺A	壺B	瓿形倉	倉	竈	井戸	猪圏
Ⅱ-2	M16	v	竪穴		1		6	2		
Ⅲ-1	M70	vii	竪穴	2	鍾1	2	3	1		
Ⅲ-1	M69	iv	竪穴				4			
Ⅲ-1	M20	iv	斜坡				5			
Ⅲ-2	M11	iv	竪穴	2	1		6	1		
Ⅲ-2	M71	vii	竪穴				5	1		
Ⅲ-2	M18	iv	竪穴		1		6	1		
Ⅲ-2	M24	v	竪穴				5	1		
Ⅲ-2	M36	iv	竪穴				5			
Ⅲ-2	M25	iv	斜坡	2		2				
Ⅳ	M72	vi	拐斜坡		1	2				
Ⅳ	M19	iv	竪穴							
Ⅳ	M55	vi	斜坡	2	2	5	2	1	1	1
Ⅳ	M35	iv	竪穴	1						
Ⅴ	M54	vi	斜坡		1		2			
Ⅴ	M44	vi	斜坡			2	3			1

で、死後の生活の必需品と捉えられがちであるが、むしろ埋葬時に供献祭祀を行った結果であるとの主張もある［黄 2000］。

しかし、『礼記』壇弓上に、

「孔子曰く、死に之きて之を死と致すは、不仁にして為すべからざるなり。死に之きて之を生と致すは、不知にして為すべからざるなり。是の故に竹は用を成さず、瓦は味を成さず、木は斲（たく ※けずる）をなさず、琴瑟は張れども平らかならず、竽笙は備ふれども和せず、鐘磬あれども簨簴（※架ける横木）はなし。其の明器と曰ふは、之を神明にするなり」（「孔子曰、之死而死之、不仁而不可為也。之死而致生之、不知而不可為也。是故竹不成用、瓦不成味、木不成斲、琴瑟張而不平、竽笙備而不和、有鐘磬而無簨簴。其曰明器、神明之也」）

とあり、また同じく壇弓上に、

「夫れ明器は鬼器なり。祭器は人器なり。夫れ古の人、胡為すれぞ其の親を死せりとせんや」（「夫明器鬼器也。祭器人器也。夫古之人、胡為而死其親乎」）

とあるように、そもそも「明器」とは、死者でも生者でもない「死に之く者＝神明」の器として墓に供えたものである。よって、明器は死者の必需品でもなければ死者に供える器でもなく、神明となった被葬者が用いるための器であったと考えられる。

これをふまえ、改めて黄河中流域の墓地に注目すると、新郷ではⅡ期からⅢ期にかけては倉４～６点と竈１・２点の組合せが続き、Ⅳ期になっても倉の増加は顕著でなく、むしろ減少傾向にある（表３）。また、Ⅳ期になると井戸や猪圏が出現するが、竈はむしろ副葬されなくなっていく。つづく後漢前期には多くの墓で井戸・猪圏とともに竈が副葬されている点も考慮すると、王門墓地では前漢時

代の間は明器を副葬する意識は特別高くないと言える。同様のことは侯馬にも当てはまり、こちらはそもそも倉の副葬が行われず、竈もⅣ期になってようやく現れるといった有様である。

また鄭州では、Ⅲ期には倉と竈のセットの副葬が始まり、Ⅳ期まで安定して継続する（表４）。Ⅲ期後半以降には竈が２点副葬される場合もあるが、１基を除いて倉の増加が見られず、井戸や猪圏もⅢ期の２基にしか見られないなど、明器に対する特別な意識は見受けられない。

表4　鄭州城区東南墓地の貯蔵用器と明器

時期	墓	構造	壺 A	鍾	倉	竈	井戸	猪圏
Ⅱ-2	卷煙 M5	iv	1					
Ⅲ-1	卷煙 M1	iv	1		5	1		
Ⅲ-1	汽客 M4	vi						
Ⅲ-1	上海 M32	vi	1			1		
Ⅲ-1	上海 M43	vi		2		1	1	
Ⅲ-2	上海 M14	iv	3	1	2	1		
Ⅲ-2	上海 M51	iv	2		5	1		
Ⅲ-2	上海 M31	vi	2	1				
Ⅲ-2	上海 M15	vi	1		2	1	1	1
Ⅲ-2	上海 M24	vi						
Ⅲ-2	服総 M10	vi	5	2	11	2		
Ⅲ-2	汽客 M8	vi	2		5	1		
Ⅳ	隴海 M4	iv	1		2	1		
Ⅳ	金材 M2	vi	4		3	1		
Ⅳ	華億 M1	vi	2		4			
Ⅳ	華億 M4	vi	2		5	2		
Ⅳ	上海 M47	?	3		2	2		

思うに、洛陽焼溝墓地はほとんどの墓に立派な耳室が設けられていて副葬品も豊富だが、喬村墓地や王門墓地では耳室は設けられていないか、あっても規模はそれほど大きくない。身分で言えば、大部分が地方の一般官吏や中小地主の墓とされている洛陽漢墓群に対し、喬村墓地や王門墓地はより一般的な庶民の墓地と言える。鄭州にしてもそうで、大上海城 15 号墓や同 43 号墓・服装総廠 10 号墓に代表されるように、立派な耳室を備える磚室墓には井戸や猪圏の副葬、もしくは倍の量の倉の副葬が行われるものの、Ⅲ期まではまだ小規模なvi式洞室墓しかつくらず、合葬も行わないなど、洛陽ほどの充実さはない。

つまり、黄河中流域のなかでも洛陽漢墓群では前漢後期には貯蔵用器や明器の過度な副葬を行う風潮が広がるが、周辺墓地では前漢末期に喬村 3101 号墓のような磚室墓や王門 55 号墓のような本格的なvi式洞室墓が現れるまでは、「厚葬」とは言い難い状況が続く。このような墓地による葬俗の違いには、身分や居住地に応じた「礼」のあり方やそれを遵守する意識の違いが反映されていよう。

そうした状況下でも、新郷・鄭州の両墓地に見られたように、Ⅱ期後半以降には一定数の墓で竈の副葬を確認できる。これについて、『史記』孝武本紀、元光二（前 133）年の李少君の言に、

> 「竈を祠れば則ち物を致し、物を致せば丹沙を化して黄金となすべし。黄金成りて以て飲食の器となせば則ち寿を益し、寿を益せば海中蓬莱の僊者を見るべし。之を見て以て封禅すれば則ち死せず。黄帝是なり」（「祠竈則致物、致物而丹沙可化為黄金、黄金成以為飲食器則益寿、益寿而海中蓬莱僊者可見。見之以封禅則不死。黄帝是也」）

とあり、これを聞いた武帝は、「始めて親ら竈を祠り」（「始親祠竈」）、「方士を遣わして海に入りて蓬莱の安期生の属」（「遣方士入海求蓬莱安期生之属」）を求めさせる。つまり、武帝期にはすでに竈を祠っ

て不死を願う思想があった。そして、『礼記』祭法に、

「諸侯自ら為に五祀を立つ。大夫は三祀を立つ、曰く族厲、曰く門、曰く行。適士は二祀を立つ、曰く門、曰く行。庶子庶人は一祀を立つ、或は戸を立て、或は竈を立つ」(「諸侯自為立五祀。大夫立三祀、曰族厲、曰門、曰行。適士立二祀、曰門、曰行。庶子庶人立一祀、或立戸、或立竈」)

とあるように、庶民は戸か竈を立てて祀るのが礼であった。中期後半以降、墓の構造に関係なく見られる竈は、こうした竈への尊崇の風を反映すると考える。

青銅容器と熏炉

中小型墓に青銅容器が副葬されることは珍しく、洛陽焼溝墓地でも105号墓と632号墓から銅洗が出土した程度である。しかし、陝県(三門峡)ではⅠ期～Ⅳ期を通して青銅容器の出土が認められる(**図13**)。Ⅰ期～Ⅱ期には、秦式の銅鼎や銅鈁・銅甗が見られるが、Ⅱ期後半に足が細く短い漢式の鼎が出現し、Ⅲ期からⅣ期にかけては耳の湾曲が強くなり、足が長く伸びていく。これは陶鼎の変化と対応するが、むしろ陶鼎が銅鼎の模作であることを裏づけてもいる。

またⅡ期後半には、新たに熏炉や提梁付鐎尊が見られるようになる。元鼎四(前113)年に死亡した中山王劉勝の墓である満城陵山1号墓やその妻竇綰の墓である2号墓においても熏炉や提梁付壺が副葬されていたから[中国社会科学院考古研究所ほか1980]、Ⅱ期後半にそれらの青銅器の副葬が始まると見て問題ない。熏炉は前漢中期(元狩五年～宣帝期)と報告される朔県G187号墓や後期(宣帝期～王莽以前)とされる同五区14号墓・三区61号墓から、提梁付鐎尊は後期とされる同三区80号墓からも出土しており、これらの青銅器が前漢時代を通して用いられたとわかる。

しかしながら、熏炉にしても鐎尊にしても、器自体は戦国時代から使われていたものである。そもそも、熏炉は香草を焼いて衣服を燻すための器であり[杉本1963、林1976・2009]、鐎は炉にかけて酒を温め調合するための器である[中野2015]。この時代、提梁のつく器は多いが、それは儀礼の場で用いるだけでなく調理の場や宴席への持ち運びに供するためであり、礼器というよりは日用品であろう。ただし、Ⅱ期後半以降の熏炉は煙にちなんで山間から雲気が立ち上るように演出され、博山炉と呼ばれる。その名称は後代につけられたもので、それが「博山」を象ったとは限らないが[長村2007]、先に引いた『史記』孝武本紀の李少君の言に、「海中蓬莱僊者可見」と出てくるように、武帝期には蓬莱などの仙山への信仰が方士によって広められ、やがて泰山で封禅の儀が執り行われた。同時期につくられた鏡の草葉紋が崑崙山のような神聖な山岳を表したともされるように[岡村1998]、この時期以降には昇仙を主題とする器物がつくられたと考える。

陝県後川村3003号墓例は蓋を欠くが、同墓からは土製の博山式熏炉も出土しており、本来は博山式の蓋があったと推測できる。土製の熏炉はほかにも三門峡向陽116号墓や新郷王門54号墓などⅣ期以降のvi式洞室墓に見られ、また朔県では中期以降に博山式の蓋を冠する壺が登場する[(11)]。博山式熏炉の出現からやや遅れて、土器でも同様の演出が流行したようだが、その出土数が極端に少ないあたり、土製の熏炉でさえ一定以上の身分の者しか手に入れることはかなわなかったようである。

以上より、青銅器においてはⅡ期後半になってから、つまりv式洞室墓の出現と軌を一にして、秦式から漢式への様式転換が起こったと考える。それは殷周以来の青銅礼器から日常で用いる実用器への切替であり、青銅器の歴史的画期であるとともに、現実社会での死生観の変化を象徴する。

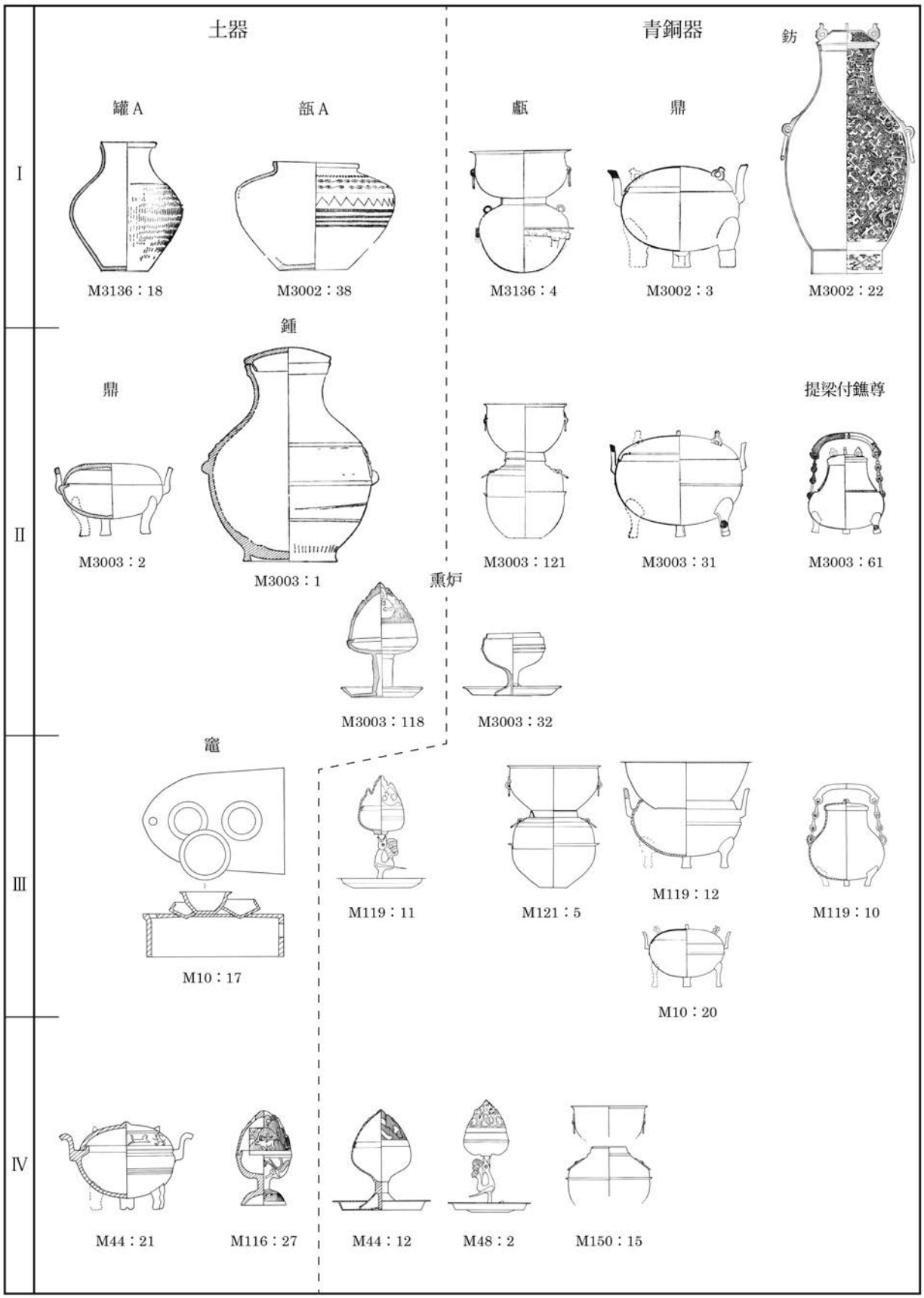

図 13　陝県（三門峡）前漢墓群出土の土器・青銅器の変遷（S=1/12）

関東の鏡と華西鏡群

『焼溝』によると、前漢鏡のうち、草葉紋鏡・星雲紋鏡は武帝期、銘帯鏡（日光鏡・昭明鏡）は昭帝期、方格規矩鏡は王莽期かその直前頃、虺龍紋鏡（変形四螭紋鏡）は後漢初期以降に使用年代を比定されている。これに対し、岡村秀典氏は、第二期（前２世紀後半）を草葉紋鏡、第三期（前１世紀前半～中葉）を異体字銘帯鏡、第四期（前１世紀後葉～後１世紀前葉）を方格規矩四神鏡の画期とし、渦状虺紋鏡や螭龍紋鏡は第二期、星雲紋鏡は第二期末～三期前半、獣帯鏡・虺龍紋鏡は第四期に出現するとした［岡村 1984］。本稿で扱った墓地も含め、中国の発掘報告では未だに『焼溝』の編年が基準とされるが、その鏡や貨幣の年代観には多くの修正を要するため、ここで本稿の４期区分とほぼ対応する岡村氏の鏡編年を参考に、改めて黄河中流域における鏡の出現・使用時期について検討しておく[(12)]（表５）。

草葉紋鏡は前号でもとりあげた陝県後川村 3007 号墓をはじめ、同 3003 号墓、三門峡向陽 119 号墓、洛陽金谷園北 15 号墓、西郊 3171 号墓、老城西北郊 81 号墓、新郷五陵村 36 号墓、新安鉄門鎮 37 号墓、さらに墓の詳細が不明だが前漢前期後半（元狩五年以前）と報告される朔県六区 50 号墓から出土したものがある。

後川村 3007 号墓は青銅器を副葬するⅲ式洞室墓であり、出土したとされる罐の詳細も不明であるが、報告の中で 3007 号墓出土資料と同型式とされる銅甗がⅠ期の 3136 号墓、銅鼎が同 3002 号墓に見られる。また前漢墓編年において、ⅲ式洞室墓がⅡ期後半以降に下る例や、半両銭のみを副葬する墓の造営年代が五銖銭鋳行の前 118 年を下る例がないことを確認した。3007 号墓出土鏡は岡村氏によって前 120 年以降の製作と考えられた最新式（ⅡＥ式）に相当するが、むしろ前 120 年頃までに製作されていたと考える必要がある。

これについて、中国では草葉紋鏡が前漢前期ないし前漢初期には出現していたとする考えがある［白 1999、程・韓 2002］。それらは、とくに主紋である草葉紋と花弁紋についての変化の方向性の捉え方に岡村氏との違いがあり、前漢初期や前期の墓からの草葉紋鏡の出土事例に依拠して年代を決定している。たしかに、草葉紋鏡を副葬する墓のなかに半両銭のみが共伴する（五銖銭を含まない）例が認められる点は重要だが、たとえば『長安漢鏡』を精査すると、半両銭のみが共伴する雅荷城市花園（YCH）127 号墓・同 128 号墓・電信局第二長途通信大楼（XDT）275 号墓はそれぞれⅳ式洞室墓・ⅴ式かⅵ式洞室墓・竪穴土坑墓であり、少なくとも雅荷城市花園（YCH）128 号墓がⅠ期（前期）に遡ることはない。他の２基にしても、半両銭のみの副葬はⅡ期前半まではあり得るため、必ずしもⅠ期に遡るとは言えない。現状では、『焼溝』や岡村氏の言うように草葉紋鏡の出現期を前漢中期（漢鏡２期）のはじまりである前 140 年頃と認めたうえで、諸型式の製造は前 120 年頃までに短期的に行われたと見るのがよいだろう。

さらに、草葉紋鏡の中でも「見日之光天下大明」銘をもついわゆる「日光大明草葉紋鏡」の製作の中心地を山東や河南一帯の黄河中下流地区とする説がある［白 1999］。たしかに、後川村 3007 号墓出土鏡は臨淄乙烋 53 号墓出土鏡や同范家墓地淄江花園北五区 339 号墓出土鏡と、新郷五陵村 36 号墓鏡は臨淄乙烋生活区工地出土鏡と同様の特徴を備えており［山東省文物考古研究所 2009］、中原地域と山東地域との関係が窺える。ただし、洛陽金谷園北 15 号墓出土鏡を見ると、山東省の濰坊市青州戴家楼 95 号墓出土鏡と似てはいるが［山東省文物考古研究所 1995］、草葉紋の多層・単層の違いや、

表5　黄河中流域前漢墓出土鏡の変遷

時期	墓	構造	半両	五銖	大泉	貨泉	草葉	渦虺	異銘	星雲	虺龍	規矩
Ⅰ	陝県後川村 M3102	iii						■				
Ⅰ	陝県後川村 M3121	iv	7					■				
Ⅱ-1	陝県後川村 M3007	iii	248				■					
Ⅱ-1?	朔県 6M50	?					■					
Ⅱ	洛陽金北 C8M15	vi	2				■					
Ⅱ	洛陽焼溝 M18	iv	7	42						■		
Ⅱ?	洛陽焼溝 M173	iv								■		
Ⅱ-2	陝県後川村 M3003	viii		908			■		■			
Ⅱ-2?	洛陽西郊 M3171	?		138			■					
Ⅱ-2?	朔県 6M54	?						■				
Ⅱ-2?	朔県 3M167	?								■		
Ⅲ-1	三門峡向陽 M119	iv		2			■					
Ⅲ-1	鄭州大上海城 M43	vi		21					■			
Ⅲ	洛陽焼溝 M2	vi		175						■		
Ⅲ	洛陽焼溝 M125	vi		22					■			
Ⅲ	尉氏大新庄 M6	磚槨						■				
Ⅲ	尉氏大新庄 M3	磚槨		15						■		
Ⅲ?	新郷五陵村 M36	vi					■					
Ⅲ?	新郷五陵村 M80	v or vi						■				
Ⅲ?	新安鉄門鎮 M37	?					■	■				
Ⅲ?	三門峡向陽 M58	十字形								■		
Ⅲ?	朔県 5M48	?							■		■	
Ⅲ-2	鄭州大上海城 M14	iv		13					■			
Ⅲ-2	鄭州大上海城 M15	vi							■			
Ⅲ-2	鄭州大上海城 M24	vi							■		■	
Ⅲ-2	新郷王門 M25	iv		35							■	
Ⅳ	洛陽老城西北郊 M81	vi		240			■		■			
Ⅳ	洛陽焼溝 M136A	v		32					■			
Ⅳ	洛陽焼溝 M410	v		16					3			
Ⅳ	洛陽焼溝金 M1	vi		1491					■			
Ⅳ	洛陽浅井頭 M1231	vi		223					■			
Ⅳ	洛陽苗南路東 IM1835	vi		35					■			
Ⅳ	新郷王門 M35	iv		21								■
Ⅳ	新郷王門 M55	vi		35							■	
Ⅳ	鄭州隴海馬路 M4	iv										
Ⅳ	三門峡向陽 M123	v		19					■			
Ⅳ	三門峡向陽 M12	vi		66					■			
Ⅳ	三門峡向陽 M116	vi		14					■			
Ⅳ	三門峡向陽 M131	vi									■	
Ⅴ	洛陽焼溝 M45	vi		369	18						■	
Ⅴ	洛陽卜千秋墓	vi		67					■		■	
Ⅴ	洛陽郵 IM372	vi		124					■		■	
Ⅴ	新郷王門 M44	vi		14		35			■			
Ⅴ	三門峡向陽 M140	vi			5				■			
Ⅴ	三門峡向陽 M137	vi		6					■			■
Ⅴ	三門峡向陽 M53	十字形		287					2			
Ⅴ	鞏県葉嶺村墓	vi			3				■			

銘文を「見日之光天下大陽」とつくり、字形が丸みを帯びる点から、型式としてはこちらが早い（規矩草葉ⅡB）。これはむしろ長安から山東へと草葉紋鏡が広がる経路を示す手がかりとなる。たった20年ほどの短期間に草葉紋鏡の型式が目まぐるしく変化する理由は、長安から各地へと草葉紋鏡が広がってまもなく、それとは異なる型式が黄河中下流域でも製作されたためではないか。

渦状虺紋鏡は、陝県後川村3102号墓・3121号墓から虺紋の隙間を渦紋で充填する型式（Ⅰ式）が出土している。3102号墓はⅲ式洞室墓、3121号墓はⅳ式洞室墓と思われ、それぞれ甕や蒜頭壺など秦式の土器が共伴し、3121号墓では半両銭7枚も共伴していることから、両墓はⅠ期に位置づけられる。また、壺の形態や五銖銭の共伴からⅡ期後半以降と考えられる新安鉄門鎮37号墓では、虺紋の隙間を平行線で充填する渦状虺紋鏡（Ⅱ式）が草葉紋鏡（ⅡE）と共伴した［河南省文化局文物工作隊1959a］。同型式はⅴ式かⅵ式の洞室墓と考えられる新郷五陵村80号墓や、空芯磚墓である開封尉氏大新庄6号墓、さらに墓の詳細は不明だが中期（元狩五年～宣帝期）と報告される朔県六区54号墓でも出土している。大新庄6号墓は、副葬された鼎や壺などの土器が黄河中流域ではなく西安周辺に見られる型式で、『長安漢墓』編年の一期に相当する［開封市文物考古研究所2015］。おそらく墓主は在地の人ではないが、墓の造営時期は本稿のⅢ期相当と考える。以上より、渦状虺紋鏡の製作は前漢前期に始まり、地紋が簡略化したものに関しては後期まで存続したと見る。

異体字銘帯鏡は、古くは「精白鏡」・「昭明鏡」・「明光鏡」・「日光鏡」などと呼ばれた、意匠化した銘文を主紋様とする鏡のことである［樋口1979］。銘帯が二重のもの（重圏）と一重のもの（単圏）とがあり、縁が連弧形を呈する連弧縁銘帯鏡は漢鏡2期の華西鏡群を代表するが［岡村2008］、黄河中流域の前漢墓から出土したものはほとんどがやや傾斜のある平縁で単圏の、いわゆる単圏銘帯鏡である。

黄河中流域において単圏銘帯鏡を副葬する最も早い例はⅡ期後半の陝県後川村3003号墓で、筆端が楔形になる字形（字体g、Ⅲ式）で「見日之光長不相忘」銘をもち、字間に渦紋を配する。つづいて、鄭州城区東南墓地の大上海城14・15・24・43号墓などのⅢ期相当の各墓から、単圏銘帯鏡が出土している。24号墓から出土した鏡のみが「見日之光天下大明」銘をもち、ほか3面は内容に多少の違いはあるものの、「内清以昭明光象夫日月」銘を基本とする。このうち、15号墓出土鏡のみが角ばった字形（字体i、Ⅴ式）で、ほか3面は筆端が楔形になる字形（字体g、Ⅲ式）をしている。前者はⅣ期の三門峡向陽123号墓（ⅴ式洞室墓、「見日之光長毋相忘」銘）、後者はⅣ期の向陽12号墓（ⅵ式洞室墓、「内清以昭明光象夫日月心忽不泄」銘）にも確認できる。

また、Ⅳ期の向陽116号墓（ⅵ式洞室墓）には丸みのある字形の「見日之光天下大明駆辟不詳服者富貴番昌」銘をもつ鏡（Ⅱ式）が、後期（宣帝期～王莽以前）とされる朔県五区48号墓には同様の字形で「内清質以昭明…」銘の鏡が見られる。朔県では同様の字形の「見日之光長不忘相（字間に渦紋）」銘鏡や「内清質以昭明…」銘の重圏銘帯鏡も出土しており、同地区同時期における共通性を示す。さらに、王莽期に入るⅤ期の向陽53号墓では、丸みのある字形の「見日之光…」鏡と筆端が楔形の「内清以昭明…」鏡が共伴している。これらのことから、中原地域ではⅡ期後半からⅤ期までの間、字形に関わらずいわゆる日光鏡と昭明鏡を副葬し続けたとわかる。銘文の字形が丸みのあるものから角ばったものへと変化していくと考えるならば、Ⅱ期後半の時点ですでに筆端が楔形になる字形が見られることから、異体字銘帯鏡の出現はいくらか遡るかもしれない。

この考えは、陝県後川村3003号墓における単圏銘帯鏡と草葉紋鏡との共伴、いわゆる日光鏡と草葉紋鏡の銘文内容の一致、さらにはいわゆる昭明鏡と武帝期の蟠螭紋鏡の銘文内容における武帝の諱「徹」を避けて第４句を「然壅塞而不泄」とする点の一致［岡村2008、2009］の３点によって後押しされよう。ここでは、異体字銘帯鏡の出現をⅡ期前後半の境である前120年頃と考えておきたい。

星雲紋鏡は、開封尉氏大新庄３号墓や朔県３区167号墓に、乳が円座で鈕の中心の山を６つの峰で囲む型式（Ⅰａ式）が見られる。これは焼溝173号墓出土のものと同型式である。大新庄３号墓はⅢ期相当の空芯磚墓で、Ⅰ式五銖銭が共伴する。朔県３区167号墓は銅鈁や銅甗をともなう青銅器墓で、前漢中期（元狩五年～宣帝期）と報告される。ほかに三門峡向陽58号墓には、鈕の中心が乳に変形して８峰に囲まれる型式（Ⅰｂ式）が見られる。該墓は斜坡墓道を伴う十字形多室墓という例の少ない墓葬構造であり、銅銭が副葬されないため年代を決定しづらいが、銅壺や銅鈁の型式、さらには博山式の銅熏炉が出土している点から、Ⅲ期以降と見る。出土事例が少ないが、黄河中流域では星雲紋鏡はⅡ期～Ⅲ期に限定して用いられた鏡であり、それも主流ではなかったと考える。これは、星雲紋鏡が螭龍紋鏡の系譜を引いて長安周辺で製作され、他地域の中小型墓の被葬者階級にはそれほど普及していなかったことの表れであろう。

つづいて、虺龍紋鏡はⅢ期後半の鄭州大上海城24号墓、Ⅳ期の三門峡向陽131号墓、Ⅴ期の洛陽郵電局372号墓・洛陽卜千秋墓に、虺龍の内外に整った小鳥を配し、鈕座外圏が突帯となる型式（ⅡＡ式）が見られる。また、同じくⅢ期の新郷王門25号墓とⅣ期の鄭州隴海馬路４号墓には、内区紋様帯の鳥が簡略化され、鈕座外圏がただの突線になる型式（ⅡＢ式）が副葬される。ほかに同型式の虺龍紋鏡が出土した洛陽澗西区58号墓や朔県G33号墓は、後漢墓と報告される。洛陽澗西区58号墓で共伴した後漢五銖とされるものが本当に後漢のものなのかが定かでないが、本稿でいうⅡ式と判断すれば少なくともⅣ期以降ではある。こうしてみると、虺龍紋鏡はⅢ期後半にはすでにある程度簡略化された型式が製作されているから、それよりいくらか早い段階でより古い型式（Ⅰ式）が製作され始めていたかもしれない。その後、簡略化されながらも後漢初期頃までは存続したと考える。

最後に、方格規矩四神鏡は、洛陽焼溝墓地の前漢墓のうちでは38A・41・59B・60・104・111・1005号の各墓から出土したとされる。このうち、111号墓出土鏡は周縁が平縁の型式（Ⅰ式）、38A・59B・60号墓出土鏡は周縁が凹帯紋となる型式（Ⅱ式）、1005号墓出土鏡は周縁に唐草紋を施す型式（Ⅲ式）である。これらに後漢前期と報告される21・1023号墓から出土した周縁が鋸歯紋＋雲龍紋、あるいは鋸歯紋＋複線波紋＋鋸歯紋となる型式（Ⅳ式）を含めて、前漢～王莽期の方格規矩四神鏡とされている［岡村1984・1993］。

本稿で対象とした他の墓地では、前漢時代とされる型式の方格規矩四神鏡の出土は確認できなかった。ただし、Ⅳ期の新郷王門55号墓から出土した鏡は、周縁が鋸歯文＋複線波紋＋鋸歯紋となり、主紋が四神と瑞獣の八像のみからなる型式（ⅤＡ式）で、岡村編年では後漢初期に位置づけられている。また、Ⅴ期の三門峡向陽137号墓では、より簡略化の進んだ方格規矩四神鏡（Ⅵ式）が異体字銘帯鏡（Ⅳ式）と共伴している。異体字銘帯鏡の終末が１世紀初頭と考えられていることから［岡村1984］、これと共伴する方格規矩四神鏡Ⅵ式の製作年代が後漢初期頃にあるとすると、後漢鏡とされる方格規矩四神鏡ⅤＡ式は王莽期に遡る可能性がある。

以上に見てきたように、黄河中流域の前漢墓には、Ⅱ期前半までは草葉紋鏡と渦状虺紋鏡が副葬さ

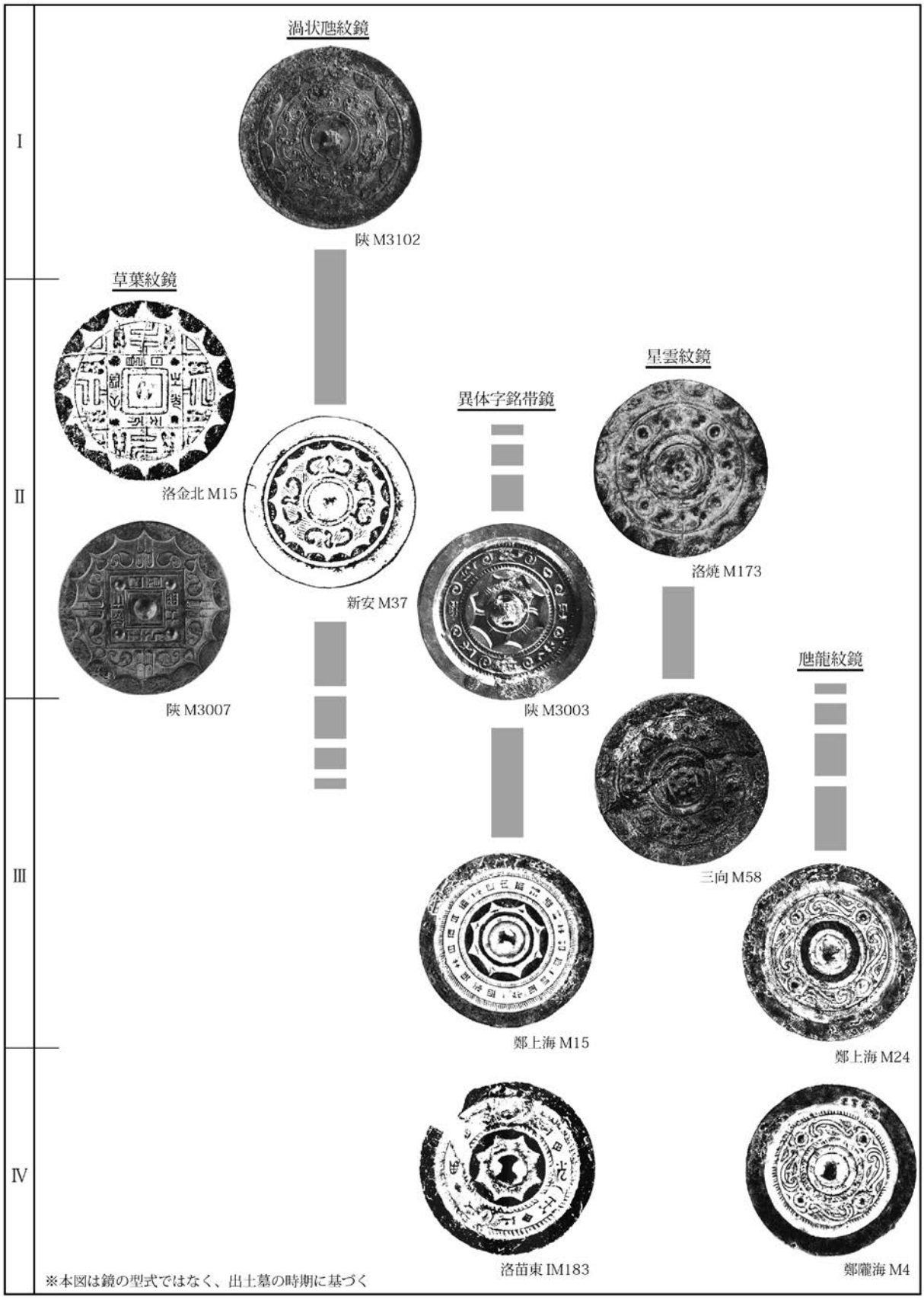

図 14　黄河中流域前漢墓出土の鏡の変遷（縮尺不同）

れ、Ⅱ期後半以降には星雲紋鏡や異体字銘帯鏡・虺龍紋鏡へと副葬鏡の中心が移っていくことを明らかにした（**図 14**）。そして、前者から後者への変化には、単なる年月の推移ではなく、黄河中流域の文化の移り変わりが反映されている。すなわち、Ⅱ期前半までに用いられた草葉紋鏡･渦状虺紋鏡は、その多くが黄河中下流域での製作と考えられる、いわば在地の鏡である。また、すでに前号で指摘したように、前漢初期には関中地区にはほとんど見られない細地紋鏡が、当該地域には流通していた。一方、星雲紋鏡やそれに続く虺龍紋鏡、さらに異体字銘帯鏡は、Ⅱ期後半～Ⅲ期頃に長安周辺で製作が始まったと考えられる鏡群である。つまり、黄河中流域では、Ⅱ期の前半と後半を境に関中地区の習俗の影響が強まり、それが副葬鏡に反映されたと考える。

五銖銭副葬の背景

前章の検討によって、『焼溝』などの五銖銭に対する認識には誤りがあり、五銖銭の型式に基づく前漢墓編年には無理があると明らかにした。しかし、Ⅱ期後半やⅢ期の墓に半両銭が納められることがほとんどなく、あったとしても五銖銭数十枚に対して半両銭が 1 枚という枚数差である点から、前 118 年の五銖銭発行後、中小型墓においても副葬する貨幣の切り替えが速やかに行われたと推測する。

そもそも、侯馬喬村墓地や新郷王門墓地のような小型墓に、数枚～十数枚とはいえ、五銖銭がかなりの割合で副葬されていることは異様である（表 1 参照）。『漢書』高帝紀上に「八月、初めて算賦を為す」（「八月、初為算賦」）とあるように、前漢時代には、高祖四（前 203）年八月に算賦という人頭税が設けられ、これが貨幣で徴収された。魏・如淳の引く「漢儀注」に、

「民の年十五以上五十六に至るは賦銭を出す。人ごとに百二十を一算と為す。為に庫兵・車馬を治める」（「民年十五以上至五十六出賦銭。人百二十為一算。為治庫兵車馬」）

とあり、これは十五歳から五十六歳までの民に一算＝ 120 銭の税を課す制度であった。またこれ以外に、七歳から十四歳に 20 銭を課す「口賦」や、申告された財産の一万銭につき一算の税を課す「咨（貲）算」という財産税もあった。算賦については宣帝期や成帝期には減額されることもあったが [13]、それでも数十銭を支払わなければならなかった。宣帝期には下級官吏の俸禄が月 600 銭程度であったとも言うから [14]、庶民にとってこれがいかに高額であったかがわかる。また、税の銭納がいかに人民を苦しめたかは、昭帝の元鳳六（前 75）年に、穀価下落のために穀物による賦銭の代納を認めた [15] ことからも明らかである［永田 1960］。どうして小型墓の被葬者に相当する庶民が、銭を副葬できたのか。

これについて、『礼記』壇弓上に、

「子柳の母死して、子碩具を請ふ。子柳曰く、何を以ってせんか、と。子碩曰く、請ふ庶弟の母を粥（う）らん、と。子柳曰く、之を如何。其の人の母を粥りて、以て其の母を葬らんや、不可なり、と。既に葬り、子碩賻布の余りを以て祭器を具へんと欲す。子柳曰く、不可なり、と」（「子柳之母死、子碩請具。子柳曰、何以哉。子碩曰、請粥庶弟之母。子柳曰、如之何、其粥人之母、以葬其母也、不可。既葬、子碩欲以賻布之余具祭器。子柳曰、不可」）

とあり、葬儀の際には人身売買してまで葬具を調える必要はなく、「賻布」なるものを得て、それで何とかやりくりしたようである [16]。また、成帝期には前年の地震にともなう水害で亡くなった者に対し、一人当たり二千銭が与えられ、平帝期には大旱・蝗害に際し、王莽の政策の一環として、免税措置とともに死者の数に応じて一家に二千～五千の「葬銭」が支給されている [17]。こうした事例は例外

的措置にすぎない可能性もあるが、漢代の貨幣経済は実際にはかなりの部分が布帛などの実物貨幣によって担われていたとする指摘があり［佐原 1994］、庶民が五銖銭を必要とする機会は納税と葬儀以外にはなかったようである。葬儀に際して葬銭が支給されたか、そうでなくても穀物や賻布との交換によって銭を得たと推測する。

ここで実際に墓から出土した銭に目を転じると、Ⅲ期の新郷王門 25 号墓、及びⅣ期の鄭州金属材料廠 2 号墓では、数枚の五銖銭が孔に紐を通して束にした状態で出土していることに気がつく（**図 15**）。銭の周りには繊維質が付着しており、何かに包まれていたと考えられる。それ以外でも五銖銭の出土時に「一貫」であったと報告されることは多く、前漢後期にはこれが銭を副葬する際の基本形態であった。

五銖銭発行の前年の元狩四（前 119）年、この年は郡国に五銖銭の鋳造を要請した年でもあるが、国家の公認なく商売を行い巨利を得ていた商人への抑制策として、算緡令が発布された。『漢書』武帝紀に、「（四年冬）初めて緡銭を算す」（「初算緡銭」）とあり、また『史記』平準書に、

「諸々の賈人・末作（※商工業者）・貰貸（せいとく）、売買して邑に居り諸物を稽（とど）め、及び商ひて以て利を取る者は、市籍無きと雖も、各々其の物を以て自ら占（しら）べ、率（おおむ）ね緡銭二千に一算せん。諸作して租あるもの及び鋳るものは、率ね緡銭四千に一算せん」（「諸賈人末作貰貸、売買居邑稽諸物、及商以取利者、雖無市籍、各以其物自占、率緡銭二千而一算。諸作有祖及鋳、率緡銭四千一算」）

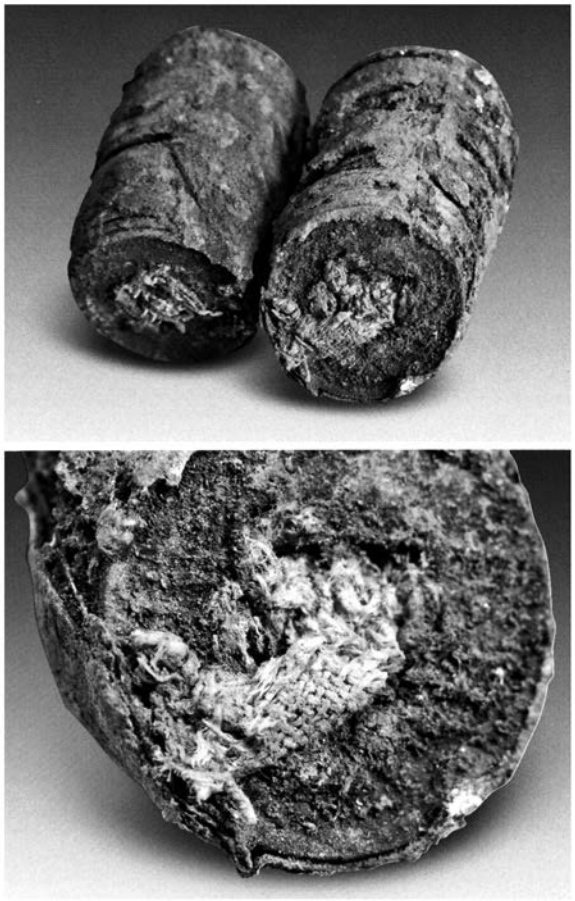

図 15　新郷王門 25 号墓出土の五銖緡銭

とあるように、商工業者や金貸しに対し二千銭につき一算の税を課し、手工業者に対しては四千銭につき一算を課すという制度であった。注に「李斐曰く、緡は絲なり。以て銭を貫するなり。一貫は千銭にして、算二十を出すなり」（「李斐曰、緡、絲也。以貫銭也。一貫千銭、出算二十也」）とあるように、1000 枚を一貫とするのが基本であったと思われる。しかし、これは商工業者など巨利を得ていた者の場合であり、算賦が 120 銭であったのをふまえても、庶民が何百・何千という銭を緡として所持できたとは考え難い。王門 25 号墓には 35 枚、鄭州金属材料廠 2 号墓には 115 枚の五銖銭が納められていたが、仮にそのすべてが一貫にされていたとしても、庶民のもつ緡銭はその程度の枚数であっただろう。

なお、前漢代には、官吏になるのに 10 万銭以上、景帝期の前 141 年以降には 4 万銭以上という財産資格があった[18]。10 万銭の財産を所持していたとすると 10 算の税を納める必要があり、それは 1200 銭に及ぶ。洛陽漢墓群では数百枚から数

千枚の五銖銭を副葬することも珍しくないが、これによって被葬者やその集団が少なくとも地方官吏クラスであって、庶民ではないとわかる。

こうしてみると、大・中型墓はともかく小型墓に副葬される銭は、庶民であってもなんとか入手できる程度の枚数であったと考えられる。思えば、墓への副葬は半両銭やそれ以前の銭の時代から行われており、そうした場合には必ず被葬者の身辺に置かれていた（前号図 19・21 等参照）。それは五銖銭でも変わらず、たとえば王門墓地では銭は被葬者の腰元に置かれる（**図 16**）。これは鏡とも共通する特徴であり、この点については中型墓でも基本的には変わらない[19]。つまり、漢代になっても銭や鏡は日常容器と同じく、あくまで被葬者の所持品として墓に入れられたものであって、明器でなければ被葬者を祠る器でもない。仮に銭が神聖性をもつとしても、それはモノ自体に付与された効果であり、副葬という行為が意味をもつようになるのはもう少し後の時代であろう[20]。

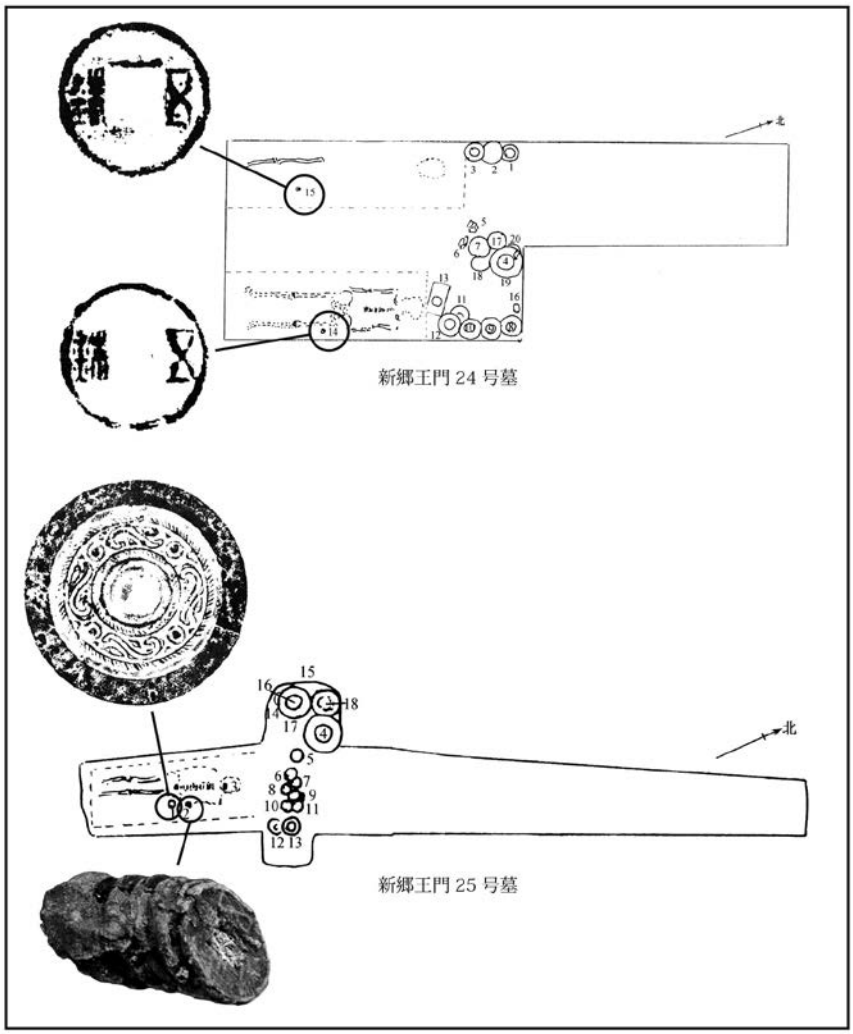

図 16　五銖銭の副葬位置

まとめ ―副葬品に反映された漢人の思想

以上の墓と副葬品の分析･考察を通じて、黄河中流域の前漢墓における葬俗の変遷を明らかにした。それは実際には埋葬にかかる習俗の変化というよりも、現実社会における思想の変化が墓に反映されたという方が正しい。黄河中流域においては、土器・青銅器・鏡・貨幣のいずれもが中期＝武帝期の前 120 年頃（本稿Ⅱ期後半）を境に変化し、器物の種類や副葬品の組合せとして秦から漢への様式転換が起こる。それには、武帝期に儒家思想に基づいて刷新された祭祀形態や流行しはじめた昇仙思想が影響したと見て間違いない。ただし、少なくとも後期までは、庶民は前漢当初の（すなわち秦からつづく）埋葬習俗の範囲内で、時勢や地域に応じた思想を具現していた。副葬された祭器は被葬者の

祖霊信仰の表れであり、明器は被葬者の昇仙祈願を象徴した。しかし、前漢末期（本稿Ⅳ期）には、庶民の墓地にまで磚室墓が普及し、墓室内に祭祀空間の形成を見る。大・中型墓においては先行して見られる伝統的な廟と墓の二元的構造の退廃が［黄 2000］、庶民の墓地にも浸透し、被葬者個人の霊を対象とする墓前（墓中）祭祀が実施されるようになった。ここにおいて、墓室内の副葬品は被葬者の思想を具現した頃の本質を失い、祭祀者の「孝」の象徴へと重点が移る。『後漢書』孝武帝紀に、

「（建武七年）世に厚葬を以て徳となし、薄終を鄙となす。富者は奢僭に至り、貧者は財を単（つくす。法令禁ずるあたはず、礼義止めるあたはず。倉卒（※喪乱、ここでは盗掘）ありて乃ち其の咎を知る」（「世以厚葬為徳、薄終為鄙。至于富者奢僭、貧者単財。法令不能禁、礼義不能止。倉卒乃知其咎」）

と言われたように、前漢末から後漢初頭にかけては、たしかに「厚葬の風」が巻き起こり、「礼」を駆逐して社会全体に蔓延したのである。

おわりに

本稿では、黄河中流域を対象として、墓制や副葬品などの埋葬習俗の変化から前漢時代の文化・思想を探ろうとした。前号の「おわりに」に記した前漢代の洞室墓とその副葬品の展開への疑問に自身で答えた形であるが、秦文化から漢文化への画期を探るにあたって編年を避けられなくなった。

従来、漢の文化が論じられる場合には、諸侯王墓をはじめとする大型墓や、洛陽焼溝墓地のような中型墓が題材となることが多かったが、そうした墓の分析からは社会の上層の文化・思想しか読み解けない。殷周時代からつづく一つの文化として漢代を理解するためには、小型墓からなる墓地の分析にこだわる必要があった。そのため、本稿の前半は執筆前に予想したよりも考古色が強くなってしまったが、その甲斐あって多くの編年図を提示し、従来の年代観の見直しを要求するだけの基礎を整えられたと思う。

一方、後半では墓の構造や副葬品の変化に反映された文化・思想を読み解くために、『史記』・『礼記』を中心とする文献史料を手がかりとして、副葬された文物自体のもつ意味を検証した。文物の背景にある儒家思想や昇仙思想の流行を捉えながらも、庶民の墓地における副葬品と墓葬構造の画期のズレから時代による儒教の倫理観の変遷と社会情勢の変化を読みとり、前漢時代の文化と思想についての理解を一歩前進させることができたと実感している。今回は編年と資料状況の都合から黄河中流域に対象を限定したが、今後は長安周辺をはじめとする他地域にも分析を広げるとともに、墓だけでなく地上の建築物から当時の祭祀や礼制を読み解いていくことも必要となるだろう。

注

(1) 前漢墓は空心磚墓と洞室墓とで区別されることがあるが［中国社会科学院考古研究所 1984］、空心磚墓も竪穴墓道から横に墓室を掘りこむという点において洞室墓と構造状の違いはないため、本稿では洞室墓に包括する。

(2) 『漢書』儒林伝に、「趙子、河内人也。事燕韓生、授同郡蔡誼。誼至丞相、自有伝。誼授同郡食子公与王吉。吉為昌邑〔王〕中尉、自有伝。食生為博士、授泰山栗豊。吉授淄川長孫順。順為博士、豊部刺史。由是韓詩有王、食、長孫之学。豊授山陽張就、順授東海髪福、皆至大官、徒衆尤盛」とある。

(3)　『漢書』蔡義伝に、「数歳、拝為少府、遷御史大夫、代楊敞為丞相、封陽平侯。…（中略）…義為丞相時年八十余、･･･義為相四歳、薨、謚曰節侯。無子、國除」とある。

(4)　大・中・小型墓の定義については、李発林氏の甲乙丙丁戊分類が最も参照に値する。すなわち、李氏は前漢墓を被葬者の等級と墓の規模・副葬品との関係から、甲：諸侯王、乙：五大夫以上関内侯以下、丙：低級官吏か小地主、丁：農民、戊：貧農、と区分した［李 1991］。このうち、中小型墓と呼べるのは丙以下であり、それは墓室長 5m 以下で数件の青銅器や漆器・明器などを副葬する程度が上限である。

(5)　『焼溝』に報告される通り、焼溝墓地が前漢中期以降の墓地であると再確認したが、洛陽には戦国中期から前漢中期にかけて、焼溝村の西方約 4 kmの邙嶺路東側に営まれた邙山墓地がある［洛陽市第二文物工作隊 1999］。東周王朝が滅びてからも洛陽での人々の営みが途絶えていたわけではない。土器の検証ができないために本稿では分析対象としなかったが、戦国末から前漢初期にかけての洛陽周辺の動態は前号に述べているので、そちらを参照して欲しい。

(6)　劉邦の皇帝即位は高祖五（前 202）年であり、そのとき都を洛陽に定める（『史記』高祖本紀「天下大定。高祖都洛陽、諸侯皆臣族」）。しかし同年五月から六月にかけて、斉人劉敬と留侯張良の勧めで関中に入る（「高祖欲長都洛陽、斉人劉敬説、及留侯勧上入都関中。高祖是日駕入、都関中」）。さらに長安に遷るのは、二年後の二月のことである（「二月、高祖自平城過趙・洛陽至長安。長楽宮成、丞相已下徙治長安」）。

(7)　『漢書』宣帝紀に「詔諸儒講五経同異、太子太傅蕭望之等平奏其議、上親称制臨決焉」とあり、また同儒林伝・施讎の条に「甘露中与五経諸儒雑論同異於石渠閣」とある。

(8)　『礼記』には、大夫に対する「庶人」という語がある一方で、卿･大夫に対する「庶民」という語も登場する（月令に「命宰歴卿大夫至于庶民土田之数、而賦犠牲、以共山林名川之祀」とある）。基本的に同じ身分の人民を指すと考えてよいだろう。

(9)　洛陽焼溝墓地ではⅢ期とした 2 号墓や 125 号墓にvi式洞室墓の構造を確認できるが、副葬された土器のすべての型式を確かめられたわけではないので、両墓がⅣ期に下る可能性がある。また、鄭州城区東南墓地ではⅢ期にvi式の磚室墓をつくるが、合葬にはならない。大上海城 14 号墓のようないわゆる二次造墓や、同 31・32 号墓のような連結構造が見られることが、墓室構造に本格的な変化が生じていないと示している。

(10)　vi式竪穴墓に付属する斜坡墓道は、地上から墓室までを一直線に斜坡とする墓道であり、iv -2 式とは構造が異なる。これは従来的な竪穴墓や洞室墓が「懸封」と呼ばれる方法、すなわち棺椁の四角を縄で結び、大木に括りつけて滑車で下ろす方法を用いなければならなかったのに対し、棺椁を横から押して墓室に入れれば済む画期的な方法であり、喪葬概念を大きく変えた［高 2006］。

(11)　長安漢墓群では、博山式の蓋を備える奩が多数出土している［西安市文物保護考古所ほか 2004］。

(12)　以下、（　）内のローマ数字は岡村氏の分類を示す［岡村 1984・2008］。

(13)　『漢書』宣帝紀に「（甘露二年正月）減民算三十」、同成帝紀に「（建始二年春正月）減天下賦銭、算四十」とある。

(14)　『漢書』宣帝紀に、「（神爵三年）秋八月、詔曰、吏不廉平則治道衰。今小吏皆勤事、而奉禄薄、欲其毋侵漁百姓、難矣。其益吏百石以下奉十五」とあり、注に「如淳曰、律百石奉月六百」とある。

(15)　『漢書』昭帝紀に「（元鳳六年夏）夫穀賤傷農。今三輔太常穀減賤。其令以叔粟当今年賦」とある。

(16)　後の東晋時代にも不幸の際に賻布が銭とともに支給されている（『晋書』桓温伝「及南康公主薨、詔賻布千匹、銭百萬、温辞不受」）。

(17)　『漢書』成帝紀に「遣光禄大夫博士嘉等十一人、行挙瀕河之郡水所毀傷困乏不能自存者、財振貸。其為水所流壓死、不能自葬、令郡国給槥櫝葬埋。已葬者与銭、人二千」とあり、平帝紀に「（元始二年）天下民貲不満二万、及被災之郡不満十萬、勿租税。民疾疫者、舎空邸第、為置医薬。賜死者一家六尸以上葬銭五千、四尸以上三千、二尸以上二千」とある。

(18)　『漢書』景帝紀に、「今訾算十以上乃得宦、廉士算不必衆。有市籍不得宦、無訾又不得宦、朕甚愍之。 訾算四得宦、亡令廉士久失職、貪夫長利」とある。

(19)　洛陽や河南省内の漢墓では、鏡を棺内に納めることが多く、銭や刀剣類とともに死者を保護する霊器と位置づけられている（樋口 1960、杉本・菅谷 1978）。また洛陽では鏡を頭部付近に置くことが多いとされるが、これは秦代以降に西安ではじまる習俗であり、それまでは腰元か足元の方が普通であった。

(20) 前漢時代に副葬品として一般化する貨幣と印章をもって、青銅礼器に代わり被葬者の社会的な身分や地位を表すものと捉え、漢墓が死者を埋葬する場としてのみでなく死者の身分・地位を表現する場としての役割も担っていたとする指摘がある［小澤 2008］。しかし、貨幣に身分・地位の表象としての機能を認めたとしても、それが必ずしも墓という場の役割にはつながらない。モノの機能と場の役割を混同しないように注意する必要がある。

参考文献

石谷　慎 2018a「鏡と貨幣からみた秦漢帝国成立期の文化動態」『古文化研究』第 17 号

石谷　慎 2018b「半両銭の編年―出土半両銭の年代」『出土銭貨』第 38 号

大重薫子 1999「漢代の文物―出土品に見る信仰と生活」『よみがえる漢王朝－ 2000 年の時をこえて―』読売新聞社

太田幸男 2003「前漢」松丸道雄他編『世界歴史体系 中国史１―先史～後漢―』（第七章）、山川出版社

岡内三眞 1982「漢代五銖銭の研究」『朝鮮学報』第 102 輯

岡村秀典 1984「前漢鏡の編年と様式」『史林』67 号第５期、史学研究会

岡村秀典 1985「秦文化の編年」『古史春秋』第２号、朋友書店

岡村秀典 1993「後漢鏡の編年」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 55 集

岡村秀典 1998「蟠螭紋鏡の文化史」『泉屋博古館紀要』第 14 巻

岡村秀典 2008「漢鏡２期における華西鏡群の成立と展開」『東方学報』京都第 83 冊

岡村秀典 2009「前漢鏡銘の研究」『東方学報』京都第 84 冊

小澤正人 2008「華中・華南における前漢墓の様相と地域性についての一考察」『中国考古学』第８号

楠山修作 1982「漢代の算銭について」『東方学』第 64 輯、東方学会

楠山修作 2000「算と賦との研究」『アジア文化学科年報』第３巻、追手門学院大学

黄　暁芬 2000『中国古代葬制の伝統と変革』勉誠出版

高　崇文 2006「試論先秦両漢喪葬礼俗的演変」『考古学報』2006 年第４期

佐原康夫 1994「漢代貨幣経済論の再検討」『中国史学』第４巻

山東省文物考古研究所 2009『鑒耀斉魯 山東省文物考古研究所出土銅鏡研究』文物出版社

淄博市臨淄区文物管理局 2017『山東臨淄戦国漢代墓葬与出土銅鏡研究』文物出版社

清水康二 2009「関于草葉紋鏡的編年問題」山東省文物考古研究所編『鑒耀斉魯 山東省文物考古研究所出土銅鏡研究』文物出版社

譚　其驤 1982『中国歴史地図集　第二冊（秦・西漢・東漢時期）』地図出版社

杉本憲司 1963「漢代の博山炉」橿原考古学研究所編『近畿古文化論攷』吉川弘文館

杉本憲司・菅谷文則 1978「中国における鏡の出土状態」『日本古代文化の探究・鏡』社会思想社

中国社会科学院考古研究所 1984『新中国的考古発現和研究』文物出版社（関野雄監訳 1988『新中国の考古学』平凡社）

程林泉・韓国河 2002『長安漢鏡』陝西人民出版社

永田英正 1960「漢代人頭税の崩壊過程―特に算賦を中心として―」『東洋史研究』第 18 巻４号

中野　徹 2015「秦・漢時代」『中国金工史』（第七章）、中央公論美術出版

長村真吾 2007「博山炉原型考―崑崙山との関係を中心に―」『アジアの歴史と文化』11、山口大学アジア歴史・文化研究会

西村俊範 1979「漢代大型墓の構造」『史林』第 62 巻第６号

白　雲翔 1999「西漢時期日光大明草葉紋鏡及其鋳笵的考察」『考古』1999 年第４期

林巳奈夫 1976『漢代の文物』京都大学人文科学研究所

林巳奈夫 2009『中国古代の生活史』吉川弘文館

樋口隆康 1960「古鏡に映じた古代日本序説」古代学協会編『 西田先生頌寿記念 日本古代史論叢』吉川弘文館

樋口隆康 1979『古鏡』（上・下）、新潮社

日原利国 1972「災異と讖緯―漢代思想へのアプローチ―」『東方学』第 43 輯（『漢代思想の研究』研文出版、1986 に再録）

町田　章 1977「華北地方における漢墓の構造」『東方学報』京都第 49 冊

山田勝芳 1993『秦漢財政収入の研究』汲古書院

李　発林 1991「西漢」『戦国秦漢考古』（第三章）、山東大学出版社

報告・簡報

王　仲殊 1954「洛陽焼溝附近的戦国墓葬」『考古学報』第８冊
開封市文物考古研究所 2015「河南開封尉氏県大新庄漢墓発掘簡報」『文物』2015 年第８期
賀　官保 1964「洛陽老城西北郊 81 号漢墓」『考古』1964 年第８期
河南省文化局文物工作隊 1959a「河南新安鉄門鎮西漢墓葬発掘報告」『考古学報』1959 年第２期
河南省文化局文物工作隊 1959b「一九五五年洛陽澗西区小型漢墓発掘報告」『考古学報』1959 年第２期
河南省文物局 2013『新郷王門墓地』科学出版社
河南省文物考古研究院 2015『鄭州漢墓』大象出版社
鞏県文化館 1974「河南鞏県葉嶺村発現一座西漢墓」『考古』1974 年第２期
山西省考古研究所 2004『侯馬喬村墓地 1959 ～ 1996』（上・中・下）、科学出版社
山東省文物考古研究所 1995「山東青州市戴家楼戦国西漢墓」『考古』1995 年第 12 期
三門峡市文物考古研究所 2006『三門峡向陽漢墓』北京燕山出版社
新郷市博物館 1990「河南新郷五陵村戦国両漢墓」『考古学報』1990 年第１期
西安市文物保護考古所・鄭州大学考古専業・程林泉・韓国河・張翔宇 2004『長安漢墓』（上・下）、陝西人民出版社
中国科学院考古研究所洛陽発掘隊 1963「洛陽西郊漢墓発掘報告」『考古学報』1963 年第２期
中国社会科学院考古研究所 1994『陝県東周秦漢墓』科学出版社
中国社会科学院考古研究所・河北省文物管理処 1980『満城漢墓発掘報告』（上・下）、文物出版社
南陽市文物考古研究所 2012『南陽一中戦国秦漢墓』文物出版社
平朔考古隊 1987「山西朔県秦漢墓発掘簡報」『文物』1987 年第６期
洛陽区考古発掘隊 1959『洛陽焼溝漢墓』科学出版社
洛陽市第二文物工作隊 1993「洛陽浅井頭西漢壁画墓発掘簡報」『文物』1993 年第５期
洛陽市第二文物工作隊 1994「洛陽郵電局 372 号西漢墓」『文物』1994 年第７期
洛陽市第二文物工作隊 1999「洛陽邙山戦国西漢墓発掘報告」『中原文物』1999 年第１期
洛陽市第二文物工作隊 2005「洛陽西漢張就墓発掘簡報」『文物』2005 年第 12 期
洛陽市文物工作隊 1984「洛陽西漢石椁墓」『考古』1984 年第９期
洛陽博物館 1977「洛陽西漢卜千秋壁画墓発掘簡報」『文物』1977 年第６期

図版出典

図１　譚 1982 をもとに筆者作成
図２　筆者作成
図３　洛陽区考古発掘隊 1959・中国科学院考古研究所洛陽発掘隊 1963・河南省文化局文物工作隊 1959b・洛陽市第二文物工作隊 1994・2005 より筆者作成
図４・７・10　山西省考古研究所 2004 より筆者作成
図５・９・11　河南省文物局 2013 より筆者作成
図６　河南省文物考古研究院 2015 より筆者作成
図８　新郷市博物館 1990・河南省文物局 2013 より筆者作成
図 12　西安市文物保護考古所ほか 2004・河南省文物考古研究院 2015・三門峡市文物考古研究所 2006・山西省考古研究所 2004・洛陽区考古発掘隊 1959 より筆者作成
図 13　三門峡市文物考古研究所 2006・中国社会科学院考古研究所 1994 より筆者作成
図 14　以下の報告・簡報より筆者作成。（草葉）洛陽市文物工作隊 1984・中国社会科学院考古研究所 1994、（渦虺）中国社会科学院考古研究所 1994・河南省文化局文物工作隊 1959a、（異銘）中国社会科学院考古研究所 1994・河南省文物考古研究院 2015・洛陽市第二文物工作隊 2005、（星雲）洛陽区考古発掘隊 1959・三門峡市文物考古研究所 2006、（虺龍）河南省文物考古研究院 2015
図 15　河南省文物局 2013
図 16　河南省文物局 2013 より筆者作成